- (1) 小児入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20、様式26の2、 様式48から様式48の3までを用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要 員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること。
- (2) 「注9」及び「注10」に規定する看護補助加算及び看護補助体制充実加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式13の3及び様式18の3を用いること。なお、看護補助加算及び看護補助体制充実加算に係る前年度における看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画の取組状況を評価するため、毎年8月において別添7の様式13の3を届け出ること。また、当該加算の変更の届出にあたり、直近8月に届け出た内容と変更がない場合は、当該様式の届出を略すことができること。

第11 回復期リハビリテーション病棟入院料

1 通則

- (1) 「H000」心大血管疾患リハビリテーション料(I)、「H001」脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)、「H002」運動器リハビリテーション料(I)若しくは(Ⅱ)又は「H003」呼吸器リハビリテーション料(I)の届出を行っていること。
- (2) 回復期リハビリテーション病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、患者1人につき、6.4平方メートル以上であること。
- (3) 患者の利用に適した浴室及び便所が設けられていること。
- (4) 病室に隣接する廊下の幅は内法による測定で、1.8 メートル以上であることが望ましい。 ただし、両側に居室がある廊下の幅は、2.7 メートル以上であることが望ましい。
- (5) 別添6の別紙19又は別紙20に基づきリハビリテーションの実施計画の作成の体制及び適切な当該リハビリテーションの効果、実施方法等を定期的に評価する体制がとられていること。
- (6) 2の(4)及び(5)又は3の(5)において日常生活機能評価による測定を行う場合にあっては、当該病棟及び病室への入院時等に測定する日常生活機能評価については、別添7の別紙21を用いて測定すること。ただし、産科患者、15歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者(基本診療料の施設基準等第十の三に係る要件以外の短期滞在手術等基本料3に係る要件を満たす場合に限る。)及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。当該日常生活機能評価票の記入は、院内研修を受けたものが行うものであること。なお、院内研修は、次に掲げる所定の研修を修了したもの(修了証が交付されているもの)又は評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。
 - ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること (1日程度)
 - イ 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること
 - (イ) 日常生活機能評価の考え方、日常生活機能評価票の構成と評価方法
 - (ロ) 日常生活機能評価に係る院内研修の企画・実施・評価方法
- (7) 2の(4)及び(5)又は3の(5)において日常生活機能評価による測定を行う場合にあっては、毎年8月において、1年間(前年8月から7月までの間。)に当該入院料を算定する病棟に入院していた患者の日常生活機能評価について、別添7の様式49の4により地方厚生(支)局長に報告を行うこと。また、毎年8月において、各年度4月、7月、10月及び1月

において「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1のA308の(12)のア及びイで算出した内容等について、別紙様式45を用いて地方厚生(支)局長に報告を行うこと。

- (8) 回復期リハビリテーションを要する状態の患者に対する1日当たりリハビリテーション提供単位数は平均2単位以上であること。なお、次のアに掲げる数をイに掲げる数で除して算出するものであること。
 - ア 直近1か月間に回復期リハビリテーション病棟又は病室に入院する回復期リハビリテーションを要する状態の患者(「基本診療料の施設基準等」別表第九の二に掲げる状態の患者。以下同じ。)に対して提供された心大血管疾患リハビリテーション、脳血管疾患等リハビリテーション、廃用症候群リハビリテーション、運動器リハビリテーション及び呼吸器リハビリテーションの総単位数(その費用が回復期リハビリテーション病棟入院料等に含まれるもの及び選定療養として行われたものを除く。)
 - イ 直近1か月間に回復期リハビリテーション病棟又は病室に入院していた回復期リハビリ テーションを要する状態の患者の延入院日数
- (9) 他の保険医療機関へ転院した者等とは、同一の保険医療機関の当該入院料等に係る病棟又は病室以外の病棟又は病室へ転棟した患者、他の保険医療機関(有床診療所入院基本料(別添2の第3の5の(1)のイの(イ)に該当するものに限る。)を算定する病床を除く。)へ転院した患者及び介護老人保健施設に入所する患者のことをいう。なお、退院患者のうちの他の保険医療機関へ転院した者等を除く者の割合は、次のアに掲げる数をイに掲げる数で除して算出するものであること。
 - ア 直近6か月間に退院した患者数(第2部通則5に規定する入院期間が通算される再入院 患者及び死亡退院した患者を除く。)のうち、他の保険医療機関へ転院した者等を除く患 者数
 - イ 直近6か月間に退院した患者数(第2部通則5に規定する入院期間が通算される再入院 患者及び死亡退院した患者を除き、他の保険医療機関へ転院した者等を含む。ただし、同 一の保険医療機関の当該入院料等に係る病棟以外の病棟(一般病棟入院基本料、特定機能 病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料を算定する病棟に限る。) へ転棟した患者及び他の保険医療機関に転院した患者(一般病棟入院基本料、特定機能病 院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料を算定する病棟に限る。)を 除く。なお、当該患者の数及び各患者の症状詳記の一覧を、届出の際に添付の上提出する こと。)
- (10) 次に掲げるものを少なくとも3か月ごとに当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。
 - ア 前月までの3か月間に当該保険医療機関の回復期リハビリテーション病棟又は病室から 退棟した患者の数及び当該退棟患者数の基本診療料の施設基準等別表第九の二に掲げる回 復期リハビリテーションを要する状態の区分別内訳
 - イ 回復期リハビリテーション病棟又は病室における直近のリハビリテーション実績指数 (「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第1章第2 部第3節A308 (12) イに示す方法によって算出したものをいう。以下第11において同じ。)

- (11) 特定機能病院(医療法第4条の2第1項に規定する特定機能病院をいう。以下同じ。)以 外の保険医療機関であること。
- (12) 回復期リハビリテーションを要する状態にある患者のうち、急性心筋梗塞、狭心症発作その他急性発症した心大血管疾患又は手術後に該当する患者に対して、リハビリテーションを行う保険医療機関については、「H 0 0 0」心大血管疾患リハビリテーション料の届出を行っていること。
- 2 回復期リハビリテーション病棟入院料1及び2の施設基準
 - (1) リハビリテーション科を標榜しており、当該病棟に専任の医師1名以上、専従の理学療法士3名以上、作業療法士2名以上、言語聴覚士1名以上、専任の管理栄養士1名以上(回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定するものに限る。)及び在宅復帰支援を担当する専従の社会福祉士等1名以上の常勤配置を行うこと。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専従の非常勤理学療法士、非常勤作業療法士、非常勤言語聴覚士又は非常勤社会福祉士をそれぞれ2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関における常勤理学療法士、常勤作業療法士、常勤言語聴覚士又は常勤社会福祉士の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤理学療法士、非常勤言語聴覚士又は非常勤社会福祉士がそれぞれ配置されている場合には、これらの非常勤理学療法士、非常勤作業療法士、非常勤言語聴覚士又は非常勤社会福祉士の実労働時間を常勤換算し常勤理学療法士、常勤作業療法士、常勤言語聴覚士又は社会福祉士数にそれぞれ算入することができる。ただし、常勤換算し常勤理学療法士又は常勤作業療法士数に算入することができるのは、常勤配置のうち理学療法士は2名、作業療法士は1名までに限る。

また、回復期リハビリテーション病棟入院料2を算定しようとする病棟では、当該病棟に 専任の管理栄養士1名以上の常勤配置を行うことが望ましいこと。

なお、複数の病棟において当該入院料の届出を行う場合には、病棟ごとにそれぞれの従事者が配置されていること。

- (2) (1)に規定する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、次のいずれも満たす場合に限り、当該病棟において現に回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している患者及び当該病棟から同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した日から起算して3か月以内の患者(在棟中に回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者であって、当該保険医療機関に入院中の患者に限る。)に対する退院前の訪問指導並びに当該病棟を退棟した日から起算して3か月以内の患者(在棟中に回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者に限る。ただし、保険医療機関に入院中の患者又は介護老人保健施設に入所する患者を除く。)に対する外来におけるリハビリテーション又は訪問リハビリテーション指導を実施しても差し支えないものとする。
 - ア 届出を行う月及び各年度4月、7月、10月及び1月に算出したリハビリテーション実績 指数が40以上であること。
 - イ 当該保険医療機関において、前月に、外来患者に対するリハビリテーション又は訪問リ ハビリテーション指導を実施していること。
- (3) (2)のア又はイのいずれかを満たさない場合には、(1)に規定する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、当該月以降、(2)の業務を実施できないこととする。なお、その後、

別の月(4月、7月、10月又は1月以外の月を含む。)において、ア及びイのいずれも満た す場合には、当該月以降、(2)の業務を実施しても差し支えないものとする。

なお、(2)のア及びイについては、毎年8月に別紙様式45を用いて地方厚生(支)局長に報告することとするが、ア及びイのいずれも満たす場合からア又はイのいずれかを満たさなくなった場合及び、その後、別の月(4月、7月、10月又は1月以外の月を含む。)にア及びイのいずれも満たすようになった場合には、その都度同様に報告する。

- (4) 当該病棟が回復期リハビリテーション病棟入院料1又は2を算定する場合、重症の患者 (別添7の別紙21に定める日常生活機能評価で10点以上又は機能的自立度評価法(Functi onal Independence Measure、以下「FIM」という。)得点で55点以下の患者をいう。以 下この項において同じ。)が新規入院患者のうち4割以上であること。なお、その割合は、 次のアに掲げる数をイに掲げる数で除して算出するものであること。
 - ア 直近6か月間に当該回復期リハビリテーション病棟に新たに入院した患者(第2部通則 5に規定する入院期間が通算される再入院の患者を除く。)のうちの重症の患者数
 - イ 直近6か月間に当該回復期リハビリテーション病棟に新たに入院した患者数(第2部通 則5に規定する入院期間が通算される再入院の患者数を除く。)
- (5) 直近6か月間に当該病棟を退院した患者であって、入院時の判定で重症であったもの(第 2部通則5に規定する入院期間が通算される再入院の患者を除く。)のうち、3割以上の患 者が退院時において入院時と比較して日常生活機能評価で4点以上又はFIM総得点で16点 以上改善していること。
- (6) 当該保険医療機関において、休日を含め全ての日において、リハビリテーションを提供できる体制を備えていること。なお、リハビリテーションの提供体制については、当該保険医療機関のその他の病床におけるリハビリテーションの実施状況を踏まえ、適切な体制をとることとするが、回復期リハビリテーションが提供される患者に対し、休日の1日当たりリハビリテーション提供単位数も平均2単位以上であるなど、曜日により著しい提供単位数の差がないような体制とすること。
- (7) 当該病棟に配置されている専従の常勤理学療法士若しくは(1)に規定する常勤換算の対象となる専従の非常勤の理学療法士又は専従の常勤作業療法士若しくは(1)に規定する常勤換算の対象となる専従の非常勤作業療法士のうち1名以上がいずれの日においても配置されていること。
- (8) 当該病棟において看護又は看護補助を行う看護要員の配置が当該保険医療機関の休日においてもリハビリテーションを提供する支障とならないよう配慮すること。
- (9) 回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定しようとする場合は、当該保険医療機関において、FIMの測定に関わる職員を対象としたFIMの測定に関する研修会を年1回以上開催すること。
- (10) 市町村の要請を受けて、「地域支援事業実施要綱」(平成 18 年 6 月 9 日老発 0609001 第 1 号厚生労働省老健局長通知)に規定する地域リハビリテーション活動支援事業等の地域支援事業に、地域の医師会等と連携し、参加していることが望ましい。
- (11) 当該入院料を算定する患者について、適切な口腔ケアを提供するとともに、口腔状態に係る課題(口腔衛生状態の不良や咬合不良等)を認めた場合は、必要に応じて当該保険医療機関の歯科医師等と連携する又は歯科診療を担う他の保険医療機関への受診を促す体制が整備

されていること。

- (12) 回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定しようとする場合は、届出を行う月及び各年度4月、7月、10月及び1月に算出したリハビリテーション実績指数が40以上であること。
- (13) データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準については別添7の様式40の7を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。
- (14) 回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定する場合は、公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構が定める機能評価(リハビリ病院)と同等の基準について、第三者の評価を受けている病院であることが望ましいこと。
- 3 回復期リハビリテーション病棟入院料3、4及び5の施設基準
 - (1) リハビリテーション科を標榜しており、当該病棟に専任の医師1名以上、専従の理学療法 士2名以上及び作業療法士1名以上の常勤配置を行うこと。なお、週3日以上常態として勤 務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専従の非常勤理学療法 士又は非常勤作業療法士をそれぞれ2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関に おける常勤理学療法士又は常勤作業療法士の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤理学 療法士又は非常勤作業療法士がそれぞれ配置されている場合には、これらの非常勤理学療法 士又は非常勤作業療法士がそれぞれ配置されている場合には、これらの非常勤理学療法 士又は非常勤作業療法士の実労働時間を常勤換算し常勤従事者数にそれぞれ算入することが できる。ただし、常勤換算し常勤理学療法士数に算入することができるのは、常勤配置のう ち理学療法士は1名までに限る。

なお、複数の病棟において回復期リハビリテーション病棟入院料3、4及び5の届出を行う場合には、病棟ごとにそれぞれの従事者が配置されていること。

また、当該病棟に専任の管理栄養士1名以上の常勤配置を行うことが望ましいこと。

- (2) (1)に規定する理学療法士及び作業療法士については、次のいずれも満たす場合に限り、 当該病棟において現に回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している患者及び当該病 棟から同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した日から起算して3 か月以内の患者(在棟中に回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者であって、 当該保険医療機関に入院中の患者に限る。)に対する退院前の訪問指導並びに当該病棟を退 棟した日から起算して3か月以内の患者(在棟中に回復期リハビリテーション病棟入院料を 算定した患者に限る。ただし、保険医療機関に入院中の患者又は介護老人保健施設に入所す る患者を除く。)に対する外来におけるリハビリテーション又は訪問リハビリテーション指 導を実施しても差し支えないこととする。
 - ア 届出を行う月及び各年度4月、7月、10月及び1月に算出したリハビリテーション実績 指数が35(回復期リハビリテーション病棟入院料5にあっては、30)以上であること。
 - イ 当該保険医療機関において、前月に、外来患者に対するリハビリテーション又は訪問リ ハビリテーション指導を実施していること。
- (3) (2)のア又はイのいずれかを満たさない場合には、(1)に規定する理学療法士及び作業療法士は、当該月以降、(2)の業務を実施できないこととする。なお、その後、別の月(4月、7月、10月又は1月以外の月を含む。)において、ア及びイのいずれも満たす場合には、当

該月以降、(2)の業務を実施しても差し支えないものとする。

なお、(2)のア及びイについては、毎年8月に別紙様式45を用いて地方厚生(支)局長に報告することとするが、ア及びイのいずれも満たす場合からア又はイのいずれかを満たさなくなった場合及び、その後、別の月(4月、7月、10月又は1月以外の月を含む。)にア及びイのいずれも満たすようになった場合には、その都度同様に報告する。

- (4) 回復期リハビリテーション病棟入院料3又は4を算定しようとする病棟では、次に掲げる 要件を全て満たしていること。
 - ア 重症の患者が新規入院患者のうち3割以上であること。
 - イ 直近6か月間に当該病棟を退院した患者であって、入院時の判定で重症であったもの (第2部通則5に規定する入院期間が通算される再入院の患者を除く。)のうち、3割以 上の患者が退院時において入院時と比較して日常生活機能評価で3点以上又はFIM総得 点で12点以上改善していること。
- (5) 回復期リハビリテーション病棟入院料3を算定しようとする場合は、届出を行う月及び各年度4月、7月、10月及び1月に算出したリハビリテーション実績指数が35以上であること。
- (6) 回復期リハビリテーション病棟入院料3を算定しようとする場合は、当該保険医療機関において、FIMの測定に関わる職員を対象としたFIMの測定に関する研修会を年1回以上開催すること。
- (7) データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準については別添7の様式40の7を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。令和6年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料(13対1入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院料1若しくは2を算定する病棟、旧算定方法別表第1に掲げる療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟、専門病院入院基本料(13対1入院基本料に限る。)、障害者施設等入院基本料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟又は特殊疾患入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、これらの病棟又は特殊疾患入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、これらの病棟又は病室の病床数の合計が当該保険医療機関において200床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものは、当分の間、当該基準を満たしているものとみなす。
- (8) 回復期リハビリテーション病棟入院料3を算定する場合は、公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構が定める機能評価(リハビリ病院)と同等の基準について、第三者の評価を受けている病院であることが望ましい。
- 4 回復期リハビリテーション入院医療管理料の施設基準
 - (1) リハビリテーション科を標榜しており、当該病室を有する病棟に専任の医師1名以上、専 従の理学療法士1名以上及び専任の作業療法士1名以上の常勤配置を行うこと。ただし、当 該理学療法士等は、当該病室を有する病棟におけるリハビリテーション・栄養・口腔連携体 制加算に係る専従者と兼務することができる。なお、週3日以上常態として勤務しており、

- かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専従の非常勤理学療法士又は専任の 非常勤作業療法士をそれぞれ2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関における 常勤理学療法士又は常勤作業療法士の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤理学療法士 又は非常勤作業療法士がそれぞれ配置されている場合には、これらの非常勤理学療法士又は 非常勤作業療法士の実労働時間を常勤換算し常勤従事者数にそれぞれ算入することができる。
- (2) (1)に規定する理学療法士及び作業療法士については、次のいずれも満たす場合に限り、 当該病室を有する病棟において現に回復期リハビリテーション入院医療管理料を算定している患者及び当該病室を有する病棟から同一の保険医療機関の当該管理料に係る病棟以外の病棟へ転棟した日から起算して3か月以内の患者(在棟中に回復期リハビリテーション入院医療管理料を算定した患者であって、当該保険医療機関に入院中の患者に限る。)に対する退院前の訪問指導並びに当該病棟を退棟した日から起算して3か月以内の患者(在棟中に回復期リハビリテーション入院医療管理料を算定した患者に限る。ただし、保険医療機関に入院中の患者又は介護老人保健施設に入所する患者を除く。)に対する外来におけるリハビリテーション又は訪問リハビリテーション指導を実施しても差し支えないこととする。
 - ア 届出を行う月及び各年度4月、7月、10月及び1月に算出したリハビリテーション実績 指数が35以上であること。
 - イ 当該保険医療機関において、前月に、外来患者に対するリハビリテーション又は訪問リ ハビリテーション指導を実施していること。
 - (3) (2)のア又はイのいずれかを満たさない場合には、(1)に規定する理学療法士及び作業療法士は、当該月以降、(2)の業務を実施できないこととする。なお、その後、別の月(4月、7月、10月又は1月以外の月を含む。)において、ア及びイのいずれも満たす場合には、当該月以降、(2)の業務を実施しても差し支えないものとする。
 - なお、(2)のア及びイについては、毎年8月に別紙様式45を用いて地方厚生(支)局長に報告することとするが、ア及びイのいずれも満たす場合からア又はイのいずれかを満たさなくなった場合及び、その後、別の月(4月、7月、10月又は1月以外の月を含む。)にア及びイのいずれも満たすようになった場合には、その都度同様に報告する。
- (4) 3の(4)を満たしていること。
- (5) 次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 別表第六の二に掲げる地域に所在する医療機関であって、当該病院を中心とした半径1 2キロメートル以内の当該病院を含む病院が回復期リハビリテーション病棟入院料1から 5を届出していないこと。
 - イ 当該病室において、新規入棟患者のうち4割以上が別表第九に掲げる状態及び算定上限 日数の一に規定する状態の患者であること。
- (6) データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準については別添7の様式 40 の7を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。
- 5 休日リハビリテーション提供体制加算の施設基準
 - (1) 回復期リハビリテーション病棟入院料3、4又は5若しくは回復期リハビリテーション入院医療管理料の届出を行っていること。
 - (2) 当該保険医療機関において、休日を含め全ての日において、リハビリテーションを提供で

きる体制を備えていること。なお、リハビリテーションの提供体制については、当該保険医療機関のその他の病床におけるリハビリテーションの実施状況を踏まえ、適切な体制をとることとするが、回復期リハビリテーションが提供される患者に対し、休日の1日当たりリハビリテーション提供単位数も平均2単位以上であるなど、曜日により著しい提供単位数の差がないような体制とすること。

- (3) 当該病棟に配置されている専従の常勤理学療法士、3の(1)に規定する常勤換算対象となる専従の非常勤理学療法士若しくは4の(1)に規定する常勤換算対象となる専従の非常勤理学療法士又は専従の常勤作業療法士、3の(1)に規定する常勤換算の対象となる専従の非常勤作業療法士若しくは4の(1)に規定する常勤換算対象となる専従の非常勤作業療法士のうち1名以上がいずれの日においても配置されていること。
- (4) 当該病棟において看護又は看護補助を行う看護要員の配置が当該保険医療機関の休日においてもリハビリテーションを提供する支障とならないよう配慮すること。

6 届出に関する事項

- (1) 回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20、様式49から様式49の6(様式49の4を除く。)までを用いること。また、回復期リハビリテーション入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20、様式49、様式49の3から様式49の6(様式49の4を除く。)までを用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること。
- (2) 異なる区分の回復期リハビリテーション病棟入院料を組み合わせて届出を行う場合にあっては、別表1のいずれかに該当する組み合わせであること。
- (3) 新たに回復期リハビリテーション病棟入院料の届出を行う場合は、回復期リハビリテーション病棟入院料5を届け出ることとし、その届出から6月間に限り、(2)の規定にかかわらず、別表2のいずれかに該当する組み合わせによる届出を行うことができること。なお、回復期リハビリテーション病棟入院料5の算定から6月が経過し、当該病棟が回復期リハビリテーション病棟入院料1、2、3又は4の施設基準を満たさないことが明らかな場合に、別表2のいずれかに該当する組み合わせによる届出を行うことはできない。
- (4) 新たに回復期リハビリテーション病棟入院料5の届出を行う場合は、その届出から2年の間に限り、回復期リハビリテーション病棟入院料1、2、3又は4を算定する病棟において、新たに回復期リハビリテーション病棟入院料5の届出を行う場合は、1年の間に限り、当該病棟の届出を行うことができる。なお、この場合であっても(3)に規定する別表2の組み合わせによる届出は6月間に限るものである。

別表1 ※○:組み合わせての届出可、一:組み合わせての届出不可

	入院料1	入院料 2	入院料3	入院料4
入院料1		_	0	_
入院料 2	_		0	0
入院料3	0	0		_
入院料4	_	0	_	

別表2

入院料1及び入院料5
入院料2及び入院料5
入院料3及び入院料5
入院料4及び入院料5
入院料1、入院料3及び入院料5
入院料2、入院料3及び入院料5
入院料2、入院料4及び入院料5

第12 地域包括ケア病棟入院料

- 1 地域包括ケア病棟入院料の施設基準
 - (1) 当該病棟又は病室を含む病棟において、1日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が13又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、当該病棟又は病室を含む病棟において、1日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、2以上であること。また、看護職員の最小必要数の7割以上が看護師であること。なお、注2の届出を行う場合にあっては、当該病棟又は病室を含む病棟において、1日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が15又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、当該病棟又は病室を含む病棟において、1日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、2以上であること。また、看護職員の最小必要数の4割以上が看護師であること。
 - (2) 当該入院料を算定するものとして届け出ている病床又は病室に、直近3月において入院し ている全ての患者の状態について、別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要 度Ⅰ又はⅡに係る評価票におけるモニタリング及び処置等の項目(A項目)及び手術等の医 学的状況の項目(C項目)を用いて測定し、その結果、当該病床又は当該病室へ入院する患 者全体に占める基準を満たす患者(別添6の別紙7による評価の結果、看護必要度評価票A 項目の得点が1点以上の患者又はC項目の得点が1点以上の患者をいう。)の割合が、一般 病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰで1割以上、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 Ⅱで 0.8 割以上であること。ただし、産科患者及び 15 歳未満の小児患者は対象から除外す る。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者(同一入院中 に医科の診療も行う期間については除く。)は、対象から除外する。一般病棟用の重症度、 医療・看護必要度 I 又はⅡに係る評価票の記入(別添6の別紙7の別表1に掲げる「一般病 棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」 を用いて評価を行う項目は除く。)は、院内研修を受けたものが行うものであること。また、 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いて評価を行うかは、入院料 等の届出時に併せて届け出ること。なお、評価方法のみの変更を行う場合については、別添 7の様式10を用いて届け出ること。ただし、評価方法のみの変更による新たな評価方法への 切り替えは切替月のみとし、切替月の10日までに届け出ること。
 - (3) 当該保険医療機関内に入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること。当

該部門に入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は 専従の社会福祉士が配置されていること。当該部門に専従の看護師が配置されている場合に あっては専任の社会福祉士が、専従の社会福祉士が配置されている場合にあっては専任の看 護師が配置されていること。なお、当該専従の看護師又は社会福祉士については、週3日以 上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専従の 非常勤の看護師又は社会福祉士(入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する 看護師又は社会福祉士に限る。)を2名以上組み合わせることにより、常勤看護師等と同じ 時間帯にこれらの非常勤看護師等が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみ なすことができる。

また、当該病棟又は病室を含む病棟に、専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士又は専従の常勤言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)が1名以上配置されていること。なお、当該理学療法士等は、疾患別リハビリテーション等を担当する専従者との兼務はできないものであり、当該理学療法士等が提供した疾患別リハビリテーション等については疾患別リハビリテーション料等を算定することはできない。ただし、地域包括ケア入院医療管理料を算定する場合に限り、当該理学療法士等は、当該病室を有する病棟におけるリハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算に係る専従者と兼務することはできる。なお、注2の届出を行う場合にあっては、専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の常勤言語聴覚士が1名以上配置されていること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専従の非常勤理学療法士、専従の非常勤作業療法士又は専従の非常勤言語聴覚士をそれぞれ2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関における常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤理学療法士、非常動作業療法士又は非常勤言語聴覚士がそれぞれ配置されている場合には、それぞれの基準を満たすこととみなすことができる。

- (4) データ提出加算に係る届出を行っていること。また、当該基準については別添7の様式 40 の7を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。
- (5) 特定機能病院以外の保険医療機関であること。
- (6) 心大血管疾患リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、(Ⅱ) 若しくは(Ⅲ)、運動器リハビリテーション料(I)若しくは(Ⅱ)、呼吸器リハビリテーション料(I)又はがん患者リハビリテーション料の届出を行っていること。
- (7) (6)のリハビリテーションを提供する患者については、1日平均2単位以上提供していること。ただし、1患者が1日に算入できる単位数は9単位までとする。なお、当該リハビリテーションは地域包括ケア病棟入院料に包括されており、費用を別に算定することはできないため、当該病棟又は病室を含む病棟に専従の理学療法士等が提供しても差し支えない。また、当該入院料を算定する患者に提供したリハビリテーションは、疾患別リハビリテーションに規定する従事者1人あたりの実施単位数に含むものとする。リハビリテーションの提供に当たっては、当該患者の入棟又は入室時に測定したADL等を参考にリハビリテーションの必要性を判断し、その結果について診療録に記載するとともに、患者又はその家族等に説明すること。
- (8) 病室に隣接する廊下の幅は内法による測定で、1.8 メートル以上であることが望ましい。 ただし、両側に居室がある廊下の幅は、2.7 メートル以上であることが望ましい。なお、廊

下の幅が 1.8 メートル (両側居室の場合は 2.7 メートル) に満たない医療機関については、 全面的な改築等を行うまでの間は 1.8 メートル (両側居室の場合は 2.7 メートル) 未満であっても差し支えないが、全面的な改築等の予定について年 1 回報告を行うこと。

- (9) 当該病棟若しくは病室を含む病棟に、又は当該医療機関内における当該病棟若しくは病室 を含む病棟の近傍に患者の利用に適した浴室及び便所が設けられていること。
- (10) 次のいずれかの基準を満たしていること。なお、一般病床において、地域包括ケア病棟入院料又は地域包括ケア入院医療管理料を算定する場合にあっては、ア、イ又はオのいずれか及びウ又はエの基準を満たしていること。ただし、許可病床数が 200 未満の保険医療機関の一般病床において、地域包括ケア病棟入院料又は地域包括ケア入院医療管理料を算定する場合にあっては、ウ又はエについては、当該保険医療機関内に救急外来を有していること又は24 時間の救急患者を受け入れていることにより当該基準を満たすものとみなすものであること。
 - ア 特掲診療料施設基準通知の別添1の第14の2に規定する在宅療養支援病院の届出を行っていること。
 - イ 特掲診療料施設基準通知の別添1の第16の3に規定する在宅療養後方支援病院の届出を 行っており、直近1年間の在宅患者の受入実績が3件以上(「A206」在宅患者緊急入 院診療加算の1を算定したものに限る。)であること。
 - ウ 医療法第30条の4の規定に基づき都道府県が作成する医療計画に記載されている第二次 救急医療機関であること。
 - エ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院であること。
 - オ 訪問看護ステーションが当該保険医療機関と同一の敷地内に設置されていること。
- (11) 同一の保険医療機関の一般病棟から転棟した患者の占める割合は、直近3か月間に一般病棟から転棟した患者を直近3か月に当該病棟に入棟した患者の数で除して算出するものであること。
- (12) 地域において、介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホーム(以下この項において、「介護保険施設等」という。) から協力医療機関となることを求められた場合、その求めに応じて当該介護保険施設等の協力医療機関として定められることが望ましい。
- (13) 令和6年3月31日時点で現に地域包括ケア病棟入院料に係る届け出を行っている保険医療機関については、令和6年9月30日までの間、(2)の規定に限り、なお従前の例による。
- 2 地域包括ケア病棟入院料1の施設基準
 - (1) 当該病棟において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が7割2分5厘以上であること。
 - (2) 当該病棟から退院した患者数に占める在宅等に退院するものの割合は、次のアに掲げる数をイに掲げる数で除して算出する。ただし、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者(基本診療料の施設基準等第十の三に係る要件以外の短期滞在手術等基本料3に係る要件を満たす場合に限る。以下この項において同じ。)及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。
 - ア 直近6か月間において、当該病棟から退院又は転棟した患者数(第2部「通則5」に規 定する入院期間が通算される再入院患者及び死亡退院した患者を除く。)のうち、在宅等

に退院するものの数

この場合において、在宅等に退院するものの数は、退院患者の数から、次に掲げる数を 合計した数を控除した数をいう。

- ① 他の保険医療機関(有床診療所入院基本料(別添2の第3の5の(1)のイの(4)に該当するものに限る。)を算定する病床を除く。)に転院した患者の数
- ② 介護老人保健施設(介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(ii)若しくは介護保健施設サービス費(iv)又はユニット型介護保健施設サービス費(I)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)若しくは経過的ユニット型介護保健施設サービス費(ii)の届出を行っているものに限る。)に入所した患者の数の5割の数
- ③ 介護老人保健施設(介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(ii) 若しくは介護保健施設サービス費(iv)又はユニット型介護保健施設サービス費(I)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)若しくは経過的ユニット型介護保健施設サービス費(ii)の届出を行っていないものに限る。)に入所した患者の数
- ④ 同一の保険医療機関の当該入院料にかかる病棟以外の病棟への転棟患者の数
- イ 直近6か月間に退院又は転棟した患者数(第2部「通則5」に規定する入院期間が通算 される再入院患者及び死亡退院した患者を除く。)
- (3) 当該病室の床面積は、内法による測定で、患者1人につき、6.4 平方メートル以上であること。なお、平成27年3月31日までの間に、床面積について、壁芯による測定で届出が行われたものについては、平成27年4月1日以降も有効なものとして取扱う。
- (4) 許可病床 200 床未満 (「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域に所在する 保険医療機関にあっては 280 床) の保険医療機関であること。
- (5) 当該病棟に入棟した患者のうち、自宅等から入棟した患者の占める割合が2割以上であること。なお、自宅等から入棟した患者とは、自宅又は介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型グループホーム若しくは有料老人ホーム等(以下「有料老人ホーム等」という。)から入棟した患者のことをいう。ただし、当該入院料を算定する病棟を有する病院に有料老人ホーム等が併設されている場合は当該有料老人ホーム等から入棟した患者は含まれない。
- (6) 自宅等から入棟した患者の占める割合は、直近3か月間に自宅等から入棟した患者を直近3か月に当該病棟に入棟した患者の数で除して算出するものであること。ただし、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。
- (7) 当該病棟において自宅等からの緊急入院患者の受入れが直近3か月間で9人以上であること。自宅等からの緊急入院患者とは、自宅又は有料老人ホーム等から入棟した患者で、かつ、 予定された入院以外の患者のことをいう。
- (8) 次に掲げる項目のうち少なくとも2つを満たしていること。
 - ア 当該保険医療機関において在宅患者訪問診療料 (I)及び (II) の算定回数が直近 3 か 月間で 30 回以上であること。
 - イ 当該保険医療機関において退院後訪問指導料、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料(I)、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)の指定居宅サービス介護給付

費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問看護費のロ及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生省告示第百二十七号)の指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問看護費のロの算定回数が直近3か月間で150回以上であること。

- ウ 当該保険医療機関と同一敷地内又は隣接する敷地内に位置する訪問看護ステーションに おいて訪問看護基本療養費、精神科訪問看護基本療養費、指定居宅サービス介護給付費単 位数表の訪問看護費のイ及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看 護費のイの算定回数が直近3か月間で800回以上であること。
- エ 当該保険医療機関において在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料の算定回数が直 近3か月間で30回以上であること。
- オ 当該保険医療機関と同一敷地内又は隣接する敷地内に位置する事業所が、介護保険法第 8条第2項に規定する訪問介護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション又は同条 第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションの提供実績を有していること。
- カ 当該保険医療機関において退院時共同指導料2及び外来在宅共同指導料1の算定回数が 直近3か月間で6回以上であること。
- (9) 病院の一般病棟又は療養病棟の病棟単位で行うものであること。
- (10) 令和6年3月31日時点で現に地域包括ケア病棟入院料1に係る届け出を行っている保険 医療機関については、令和7年5月31日までの間、(1)、(2)、(6)並びに(8)のイ、 ウ及びオの規定に限り、なお従前の例による。
- 3 地域包括ケア入院医療管理料1の施設基準
 - (1) 当該病室において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が7割2分5厘以上であること。なお、割合の算出方法は2の(2)の例による。
 - (2) 当該病室に入室した患者のうち、自宅等から入室した患者の占める割合が2割以上であること。ただし、当該病室が10床未満の場合については自宅等から入室した患者を前3月において8人以上受け入れていること。なお、自宅等から入室した患者とは、自宅又は有料老人ホーム等から入室した患者のことをいう。ただし、当該入院料を算定する病室を有する病院に有料老人ホーム等が併設されている場合は当該有料老人ホーム等から入棟した患者は含まれない。
 - (3) 自宅等から入室した患者の占める割合は、直近3か月間に自宅等から入室した患者を直近3か月に当該病室に入室した患者の数で除して算出するものであること。また、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。
 - (4) 当該病室において自宅等からの緊急入院患者の受入れが直近3か月間で9人以上であること。自宅等からの緊急入院患者とは、自宅又は有料老人ホーム等から入棟した患者で、かつ、 予定された入院以外の患者のことをいう。
 - (5) 病院の一般病棟又は療養病棟の病室単位で行うものであること。
 - (6) 2の(3)、(4)及び(8)を満たすものであること。
 - (7) 令和6年3月31日時点で現に地域包括ケア入院医療管理料1に係る届け出を行っている保 険医療機関については、令和7年5月31日までの間、(1)、(2)及び(6)(2の(8)のイ、

ウ及び才に限る。)の規定に限り、なお従前の例による。

- 4 地域包括ケア病棟入院料2の施設基準
 - (1) 病院の一般病棟又は療養病棟の病棟単位で行うものであること。
 - (2) 2の(1)から(3)までを満たすものであること。
 - (3) 許可病床数 400 床未満の保険医療機関であること。
 - (4) 次のいずれか1つ以上を満たしていること。
 - ア 当該病棟に入棟した患者のうち、自宅等から入棟した患者の占める割合が2割以上であること。なお、自宅等から入棟した患者とは、有料老人ホーム等から入棟した患者のことをいう。ただし、当該入院料を算定する病棟を有する病院に有料老人ホーム等が併設されている場合は当該有料老人ホーム等から入棟した患者は含まれない。自宅等から入棟した患者の占める割合は、直近3か月間に自宅等から入棟した患者を直近3か月に当該病棟に入棟した患者の数で除して算出するものであること。また、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。
 - イ 当該病棟において自宅等からの緊急入院患者の受入れが直近3か月間で9人以上である こと。自宅等からの緊急入院患者とは、自宅又は有料老人ホーム等から入棟した患者で、 かつ、予定された入院以外の患者のことをいう。
 - ウ 当該保険医療機関において在宅患者訪問診療料 (I)及び (Ⅱ)の算定回数が直近3か月間で30回以上であること。
 - エ 当該保険医療機関において退院後訪問指導料、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料(I)、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の口及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の口の算定回数が直近3か月間で150回以上であること。
 - オ 当該保険医療機関と同一敷地内又は隣接する敷地内に位置する訪問看護ステーションに おいて訪問看護基本療養費、精神科訪問看護基本療養費、指定居宅サービス介護給付費単 位数表の訪問看護費のイ及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看 護費のイの算定回数が直近3か月間で800回以上であること。
 - カ 当該保険医療機関において「C006」在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料の 算定回数が直近3か月間で30回以上であること。
 - キ 当該保険医療機関と同一敷地内又は隣接する敷地内に位置する事業所が、介護保険法第 8条第2項に規定する訪問介護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション又は同条 第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションの提供実績を有していること。
 - ク 当該保険医療機関において「B005」退院時共同指導料2及び「C014」外来在宅 共同指導料1の算定回数が直近3か月間で6回以上であること。
 - (5) 許可病床数が 200 床以上の病院であって、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域に所在する病院でない病院にあっては、当該病棟における、入院患者に占める、同一の保険医療機関の一般病棟から転棟したものの割合が 6割5分未満であること。ただし、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。

- (6) 令和6年3月31日時点で現に地域包括ケア病棟入院料2に係る届け出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間、(2)(2の(1)及び(2)に限る。)、(4)のア、エ、オ及びキ並びに(5)の規定に限り、なお従前の例による。
- 5 地域包括ケア入院医療管理料2の施設基準
 - (1) 病院の一般病棟又は療養病棟の病室単位で行うものであること。
 - (2) 2の(3)及び(4)、3の(1)並びに4の(4)を満たすものであること。
 - (3) 令和6年3月31日時点で現に地域包括ケア入院医療管理料2に係る届け出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間、(2) (3の(1)並びに4の(4)のア、エ、オ及びキに限る。)の規定に限り、なお従前の例による。
- 6 地域包括ケア病棟入院料3の施設基準
 - (1) 病院の一般病棟又は療養病棟の病棟単位で行うものであること。
 - (2) 2の(4)から(8)までを満たすものであること。
 - (3) 当該病棟において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が7割以上であること。なお、割合の算出方法は2の(2)の例による。
 - (4) 令和6年3月31日時点で現に地域包括ケア病棟入院料3に係る届け出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間、(2)(2の(5)、(6)並びに(8)のイ、ウ及び才に限る。)及び(3)の規定に限り、なお従前の例による。
- 7 地域包括ケア入院医療管理料3の施設基準
 - (1) 病院の一般病棟又は療養病棟の病室単位で行うものであること。
 - (2) 2の(4)及び(8)並びに3の(2)から(4)までを満たすものであること。
 - (3) 当該病室において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が7割以上であること。なお、割合の算出方法は2の(2)の例による。
 - (4) 令和6年3月31日時点で地域包括ケア入院医療管理料3に係る届け出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間、(2)(2の(8)のイ、ウ及び才並びに3の(2)及び(3)に限る。)及び(3)の規定に限り、なお従前の例による。
- 8 地域包括ケア病棟入院料4の施設基準
 - (1) 病院の一般病棟又は療養病棟の病棟単位で行うものであること。
 - (2) 4の(3)から(5)まで及び6の(3)を満たすものであること。
 - (3) 令和6年3月31日時点で現に地域包括ケア病棟入院料4に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間、(2)(4の(4)のア、エ、オ及びキ並びに(5)並びに6の(3)に限る。)の規定に限り、なお従前の例による。
- 9 地域包括ケア入院医療管理料4の施設基準
 - (1) 病院の一般病棟又は療養病棟の病室単位で行うものであること。
 - (2) 2の(4)、5の(2) 及び7の(3) を満たすものであること。
 - (3) 令和6年3月31日時点で現に地域包括ケア入院医療管理料4に係る届出を行っている保険 医療機関については、令和7年5月31日までの間、(2)(5の(2)(4の(4)のア、 エ、オ及びキに限る。)及び7の(3)に限る。)の規定に限り、なお従前の例による。
- 10 地域包括ケア病棟入院料の「注3」に掲げる看護職員配置加算の施設基準
 - (1) 当該病棟(地域包括ケア入院医療管理料を算定する場合は、当該病室を有する病棟)において、1日に看護を行う看護職員の数が、当該入院料の施設基準の最小必要人数に加え、常

- 時、当該病棟の入院患者の数が50又はその端数を増すごとに1以上であること。なお、看護職員の配置については、各病棟の入院患者の状態等保険医療機関の実情に応じ、曜日や時間帯によって一定の範囲で傾斜配置できること。
- (2) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること。当該体制については、別添2の第2の11の(3)の例による。
- 11 地域包括ケア病棟入院料の「注4」に規定する看護補助者配置加算の施設基準
 - (1) 当該病棟(地域包括ケア入院医療管理料を算定する場合は、当該病室を有する病棟)において、1日に看護補助を行う看護補助者の数が、当該入院料の施設基準の最小必要人数に加え、常時、当該病棟の入院患者の数が 25 又はその端数を増すごとに1以上であること。なお、当該加算は、みなし看護補助者を除いた看護補助者の配置を行っている場合のみ算定できる。

また、看護補助者の配置については、各病棟の入院患者の状態等保険医療機関の実情に応じ、曜日や時間帯によって一定の範囲で傾斜配置できること。

- (2) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること。当該体制については、別添2の第2の11の(3)の例による。
- (3) 看護補助者配置加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、基礎知識を習得できる 内容を含む院内研修を年1回以上受講した者であること。なお、院内研修の内容については、 別添2の第2の11の(4)の例による。
- (4) 当該病棟において、看護職員と看護補助者との業務内容及び業務範囲について、年1回以上見直しを行うこと。
- (5) 当該病棟の看護師長等が所定の研修(修了証が交付されているものに限る。)を修了していることが望ましいこと。また、当該病棟の全ての看護職員(所定の研修を修了した看護師長等を除く。)が院内研修を年1回以上受講していることが望ましいこと。ただし、内容に変更がない場合は、2回目以降の受講は省略して差し支えない。なお、看護師長等の所定の研修及び看護職員の院内研修の内容については、別添2の第2の11の(6)の例による。
- 11 の 2 地域包括ケア病棟入院料の「注 4」に規定する看護補助体制充実加算の施設基準
 - (1) 看護補助体制充実加算1の施設基準
 - ア 当該保険医療機関において3年以上の看護補助者としての勤務経験を有する看護補助者 が、それぞれの配置区分ごとに5割以上配置されていること。
 - イ 主として直接患者に対し療養生活上の世話を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の 入院患者の数が 100 又はその端数を増すごとに1以上であること。当該看護補助者は、介 護福祉士の資格を有する者又は看護補助者として3年以上の勤務経験を有し適切な研修を 修了した看護補助者であること。なお、研修内容については、別添2の第2の11の2の (1)の口の例による。
 - ウ 看護補助体制充実加算に係る看護補助者に対する院内研修の内容については、別添2の 第2の 11 の (4)の例による。ただし、エについては、看護補助者が行う業務内容ごと に業務範囲、実施手順、留意事項等について示した業務マニュアルを作成し、当該マニュ アルを用いた院内研修を実施していること。
 - エ 当該病棟の看護師長等は所定の研修を修了していること。また当該病棟の全ての看護職員(所定の研修を修了した看護師長等を除く。)が院内研修を年1回以上受講しているこ

と。ただし、内容に変更がない場合は、2回目以降の受講は省略して差し支えない。なお、 当該研修のそれぞれの内容については、別添2の第2の11の(6)の例による。

- オ 当該保険医療機関における看護補助者の業務に必要な能力を段階的に示し、看護補助者 の育成や評価に活用していること。
- (2) 看護補助体制充実加算2の施設基準
 - (1)のイからオを満たすものであること。
- (3) 看護補助体制充実加算3の施設基準
 - (1)のウ及びエを満たすものであること。
- 12 地域包括ケア病棟入院料の「注7」に掲げる看護職員夜間配置加算の施設基準
 - (1) 当該病棟(地域包括ケア入院医療管理料を算定する場合は、当該病室を有する病棟)において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が16又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。
 - (2) 認知症等の患者の割合は、当該入院料を算定するものとして届け出ている病床又は病室に入院している全ての患者に対し別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Iに係る評価票の患者の状況等の項目(B項目)のうち、認知症及びせん妄状態に関する項目(「14. 診療・療養上の指示が通じる」又は「15. 危険行動」)に該当する患者の割合が、3割以上であること。ただし、産科患者及び15歳未満の小児患者は対象から除外する。
 - (3) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること。当該体制については、別添2の第2の11の(3)の例による。
- 13 地域包括ケア病棟入院料の「注8」に掲げる夜間看護体制特定日減算について

当該減算は、許可病床数が 100 床未満の病院において、夜間、病棟の看護職員が一時的に救急外来で勤務する間、病棟の看護職員体制は、看護職員 1 名を含め看護職員と看護補助者を合わせて 2 名以上であること。ただし、当該時間帯の入院患者数が 30 人以下の場合は、看護職員 1 名で差し支えない。加えて、当該時間帯に当該病棟の看護職員が一時的に救急外来で勤務する間、当該病棟の看護に支障がないと当該病棟を担当する医師及び看護の管理者が判断した場合に限ること。

14 届出に関する事項

地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式10、様式20、様式50から様式50の3までを用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること。また、1の(8)のなお書きに該当する場合は、年1回、全面的な改築等の予定について別添7の様式50又は50の2により地方厚生(支)局長に報告すること。

「注3」、「注4」、「注7」及び「注9」に規定する看護職員配置加算、看護補助者配置加算、看護補助体制充実加算、看護職員夜間配置加算及び地域包括ケア病棟特別入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式13の3、様式18の3、様式20、様式50及び様式50の2を用いること。なお、看護職員配置加算、看護補助者配置加算、看護補助体制充実加算、及び看護職員夜間配置加算に係る前年度における看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の取組状況を評価するため、毎年8月において別添7の様式13の3を届け出ること。また、当該加算の変更の届出にあたり、直近8月に届け出た内容と変更がない場合は、当該様式の届出を略すことができること。

また、急性期一般入院料 1 又は 7 対 1 入院基本料(専門病院入院基本料に限る。)に係る届出を行っている病棟が当該届出を行う場合に限り、2 の(1)及び(2)又は 3 の(1)について実績を要しない。

なお、平成26年3月31日時点で10対1入院基本料(一般病棟入院基本料若しくは専門病院入院基本料に限る。)、13対1入院基本料(一般病棟入院基本料若しくは専門病院入院基本料に限る。)又は15対1入院基本料(一般病棟入院基本料に限る。)を算定する病院において、地域包括ケア病棟入院料の届出を行った場合には、当該入院料の届出を行っている期間において、急性期一般入院料1又は7対1入院基本料の届出を行うことはできない。

許可病床数が 400 床以上の保険医療機関については、地域包括ケア病棟入院料の届出を行うことはできない。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に定めるとおり、地域包括ケア病棟入院料の届出を行うことができる。

ア 令和2年3月31日時点で地域包括ケア病棟入院料を届け出ている保険医療機関であって、 現に許可病床数が400 床以上のものについては、当該時点で現に届け出ている病棟を維持す ることができる。

- イ 地域医療構想調整会議において再編又は統合を行うことについて合意が得られ、許可病床数 400 床以上となった病院であって、次のいずれにも該当するものについては、地域包括ケア病棟入院料2又は4に係る届出を行うことができる。なお、届出に当たっては、合意を得た地域医療構想調整会議の概要を書面にまとめたものを提出すること。当該書面は、届出を行う保険医療機関が作成したものでも差し支えない。
 - ① 複数の許可病床数 400 床未満の病院が再編又は統合の対象病院であること
 - ② 再編又は統合を行う対象病院のいずれかが、地域包括ケア病棟入院料の届出を行っていること
 - ③ 地域医療構想調整会議において、再編又は統合後の病院が、地域包括ケア病棟を有する 必要があると合意を得ていること。

また、以下の場合にあっては、届出をすることができる病棟は1病棟に限る。ただし、(3)について、平成28年1月1日時点で地域包括ケア病棟入院料1若しくは2を2病棟以上届け出ている保険医療機関であって、(3)に掲げる施設基準を届け出ている保険医療機関については、当該時点で現に届け出ている複数の病棟を維持することができる。

- (1) 療養病床により届出を行う場合
- (2) 許可病床数が 200 床 (「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域に所在 する保険医療機関にあっては 280 床) 未満の保険医療機関であって、地域包括ケア入院 医療管理料1、2、3又は4の届出を行う場合
- (3) 「A300」救命救急入院料、「A301」特定集中治療室管理料、「A301-2」 ハイケアユニット入院医療管理料、「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理 料又は「A301-4」小児特定集中治療室管理料の施設基準を届け出ている保険医療 機関であって、地域包括ケア病棟入院料1、2、3又は4の届出を行う場合
- (4) 地域医療構想調整会議において再編又は統合を行うことについて合意が得られ、許可 病床数 400 床以上となった病院が地域包括ケア病棟入院料2又は4の届出を行う場合

第13 特殊疾患病棟入院料

- 1 特殊疾患病棟入院料に関する施設基準
 - (1) 特殊疾患病棟入院料1又は2の施設基準
 - ア 当該病棟に専任の医師が常勤していること。
 - イ 当該病棟において、日勤時間帯以外の時間帯にあっては看護要員が常時2人以上配置されており、そのうち1名以上は看護職員であること。
 - ウ 当該病棟に係る病棟床面積は、患者1人につき内法による測定で、16 平方メートル以上 であること。なお、病棟床面積の算定に当たっては当該病棟内にある治療室、機能訓練室、 浴室、廊下、デイルーム、食堂、面会室、ナースステーション、便所等の面積を算入して も差し支えない。
 - エ データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準については別添7の様式40の7を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。ただし、令和6年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料(13対1入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院料1若しくは2を算定する病棟、旧算定方法別表第1に掲げる療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟、専門病院入院基本料(13対1入院基本料に限る。)、障害者施設等入院基本料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科教急急性期医療入院料を算定する病棟又は特殊疾患入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、これらの病棟又は特殊疾患入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、これらの病棟又は病室の病床数の合計が当該保険医療機関において200床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものは、当分の間、当該基準を満たしているものとみなす。
 - (2) 特殊疾患病棟入院料1の施設基準

当該病棟の入院患者数の8割以上が、脊髄損傷等の重度障害者(平成20年10月1日以降は、脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。)、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者又は神経難病患者であること。なお、重度の意識障害者とは、次に掲げるものをいうものであり、病因が脳卒中の後遺症であっても、次の状態である場合には、重度の意識障害者となる。なお、該当患者の割合については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動にあっては、施設基準に係る変更の届出を行う必要はないこと。

ア 意識障害レベルがJCS(Japan Coma Scale)でⅡ-3 (又は30) 以上又はGCS (Glas gow Coma Scale) で8点以下の状態が2週以上持続している患者

イ 無動症の患者 (閉じ込め症候群、無動性無言、失外套症候群等)

(3) 特殊疾患病棟入院料2の施設基準

次のいずれかの基準を満たしていること。

- ア 次のいずれかに該当する一般病棟又は精神病棟
 - (イ) 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設(主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児(同法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を入所させるものに限る。)

- (ロ) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
- イ 当該病棟の入院患者数の8割以上が、重度の肢体不自由児(者) (日常生活自立度のランクB以上に限る。)等の重度の障害者(ただし、(2)に掲げる脊髄損傷等の重度障害者、筋ジストロフィー患者、神経難病患者、脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者(平成20年10月1日以降に限る。)を除く。)であること。なお、該当患者の割合については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動にあっては、施設基準に係る変更の届出を行う必要はないこと。

2 届出に関する事項

特殊疾患病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20、様式24の2及び様式51を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20を省略することができること。また、当該病棟の平面図(面積等の分かるもの。)を添付すること。

第14 緩和ケア病棟入院料

- 1 緩和ケア病棟入院料1に関する施設基準等
 - (1) 主として悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群に罹患している患者を入院させ、緩和ケアを行う病棟を単位として行うこと。
 - (2) 夜間において、看護師が複数配置されていること。
 - (3) 当該病院の医師の員数は、医療法に定める標準を満たしていること。
 - (4) 当該病棟内に緩和ケアを担当する常勤の医師が1名以上配置されていること。なお、複数 の病棟において当該入院料の届出を行う場合には、病棟ごとに1名以上の常勤医師が配置さ れていること。
 - (5) (4)に掲げる医師は次のいずれかの研修を修了している者であること。
 - ア 「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成 29 年 12 月 1日付け健発 1201 第 2 号厚生労働省健康局長通知)に準拠した緩和ケア研修会(平成 29 年度までに開催したものであって、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」に準拠したものを含む。)
 - イ 緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会(国立がん研究センター主催)等
 - (6) 当該病棟に係る病棟床面積は、患者1人につき内法による測定で、30平方メートル以上であり、病室床面積は、患者1人につき内法による測定で、8平方メートル以上であること。
 - (7) 当該病棟内に、患者家族の控え室、患者専用の台所、面談室、一定の広さを有する談話室 を備えていること。
 - (8) 当該病棟は全室個室であって差し支えないが、特別の療養環境の提供に係る病床の数が5 割以下であること。
 - (9) 入退棟に関する基準が作成されていること。
 - (10) 緩和ケアの内容に関する患者向けの案内が作成され、患者・家族に対する説明が行われていること。
 - (11) 緩和ケア病棟入院料を算定する保険医療機関は、地域の在宅医療を担う保険医療機関と連携し、緊急時に在宅での療養を行う患者が入院できる体制を保険医療機関として確保していること。

- (12) 緩和ケア病棟入院料を算定する保険医療機関は、連携している保険医療機関の患者に関し、 緊急の相談等に対応できるよう、24 時間連絡を受ける体制を保険医療機関として確保してい ること。
- (13) 緩和ケア病棟においては、連携する保険医療機関の医師、看護師又は薬剤師に対して、実習を伴う専門的な緩和ケアの研修を行っていること。
- (14) がん診療の拠点となる病院は、別添3の第14の1の(13)と同様であること。 また、がん診療の拠点となる病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機 能評価を受けている病院に準じる病院とは、都道府県が当該地域においてがん診療の中核 的な役割を担うと認めた病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構が定める機能評価 (緩和ケア病院)と同等の基準について、第三者の評価を受けている病院をいう。
- (15) 当該病棟への入院を希望する患者の紹介を受けた場合に、(4)の医師が入院の適応を判断 し、当該医師又は当該医師の指示を受けた看護職員が入院までの待機期間や待機中の緊急時 の対応方針等について、患者に説明を行う体制を設けること。
- (16) 以下のア又はイを満たしていること。
 - ア 当該病棟直近1年間の入院患者について、以下の(イ)から(ロ)までの期間の平均が 14日未満であること。
 - (イ) (4)の医師又は当該医師の指示を受けた看護職員から説明を受けた上で、患者等が 文書又は口頭で入院の意思表示を行った日
 - (ロ) 患者が当該病棟に入院した日
 - イ 直近1年間において、退院患者のうち、次のいずれかに該当する患者以外の患者が 15% 以上であること。
 - (イ) 他の保険医療機関 (療養病棟入院基本料、有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料を算定する病棟及び病室を除く。) に転院した患者
 - (ロ) 同一の保険医療機関の当該入院料にかかる病棟以外の病棟(療養病棟入院基本料を 算定する病棟を除く。)への転棟患者
 - (ハ) 死亡退院の患者
- (17) 次のいずれかに係る届出を行っていること。
 - ア 「A226-2」に掲げる緩和ケア診療加算
 - イ 「B001」「24」に掲げる外来緩和ケア管理料
 - ウ 「C003」に掲げる在宅がん医療総合診療料
- (18) 毎年8月において、前年度に当該入院料を算定する病棟に入院していた患者の(16)のアに 掲げる期間の平均及びイに掲げる割合について、別添7の様式52の2により地方厚生(支) 局長に報告を行うこと。
- (19) データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準については別添7の様式40の7を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。ただし、令和6年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料(13対1入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院料1若しくは2を算定する病棟、旧算定方法別表第1に掲げる療養病棟入院基本料の注11に係る

届出を行っている病棟、専門病院入院基本料(13 対 1 入院基本料に限る。)、障害者施設等入院基本料、回復期リハビリテーション病棟入院料 5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟又は特殊疾患入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、これらの病棟又は病室の病床数の合計が当該保険医療機関において 200 床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものは、当分の間、当該基準を満たしているものとみなす。

- 緩和ケア病棟入院料2に関する施設基準等
 1の(1)から(14)まで及び(19)を満たしていること。
- 3 届出に関する事項

緩和ケア病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20及び様式52を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること。また、当該病棟の平面図(面積等が分かるもの。)を添付すること。

第15 精神科救急急性期医療入院料

- 1 精神科救急急性期医療入院料に関する施設基準等
 - (1) 医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数以上の 入院患者を入院させていないこと。
 - (2) 当該保険医療機関内に、精神保健指定医が4名以上常勤していること。
 - (3) 当該保険医療機関内に他の精神病棟が存在する場合は、当該他の精神病棟は、精神病棟入 院基本料の10対1入院基本料、13対1入院基本料、15対1入院基本料、18対1入院基本料 若しくは20対1入院基本料又は特定入院料を算定している病棟でなければならないこと。
 - (4) 当該各病棟における常勤の医師の数は、当該病棟の入院患者の数が16又はその端数を増すごとに1以上であること。
 - (5) 当該各病棟に2名以上の常勤の精神保健福祉士が配置されていること。
 - (6) 当該各病棟において、日勤帯以外の時間帯にあっては、看護師が常時2名以上配置されて いること。
 - (7) 当該病棟の病床数は、1看護単位当たり60床以下であること。
 - (8) 当該病棟の病床のうち、隔離室を含む個室が半数以上を占めていること。
 - (9) 必要な検査及びCT撮影が必要に応じて速やかに実施できる体制にあること。ただし、C T撮影については、他の保険医療機関との連携により速やかに実施できる体制が整備されて いれば足りるものとする。
 - (10) 1月間の当該入院料を算定している病棟の患者の延べ入院日数のうち、4割以上が新規患者の延べ入院日数であること。
 - (11) 当該病棟の年間の新規患者のうち6割以上が措置入院、緊急措置入院、医療保護入院、応急入院、鑑定入院及び医療観察法入院のいずれかに係るものであること。
 - (12) 以下の地域における直近1年間における措置入院、緊急措置入院及び応急入院に係る新規 入院患者のうち、原則として4分の1以上、又は20件以上の患者を当該病棟において受け入 れていること。

- ア 当該保険医療機関の所在地の都道府県(政令市の区域を含むものとする。)
- イ 1精神科救急医療圏と1基幹病院が対となって明確に区分された圏域がある場合(例えば政令市は市立病院が、政令市以外の地区は県立病院が救急基幹病院となる。)は、当該圏域
- (13) 当該保険医療機関における精神科救急急性期医療入院料又は精神科急性期治療病棟入院料 を算定する病床数の合計が300床以下であること。
- (14) 当該保険医療機関が、精神科救急医療体制整備事業において基幹的な役割を果たしていること。具体的には、次のいずれも満たしていること。
 - ア 常時精神科救急外来診療が可能であること。
 - イ 全ての入院形式の患者受入れが可能であること。
 - ウ 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における入院件数の実績が年間30件以上又は(12) のア又はイの地域における人口1万人当たり0.37件以上であること。そのうち6件以上又は2割以上は、精神科救急医療体制整備事業における精神科救急情報センター(以下「精神科救急情報センター」という。)、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業における精神医療相談窓口(以下「精神医療相談窓口」という。)、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県(政令市の地域を含むものとする。)、市町村、保健所、警察又は消防(救急車)からの依頼であること。
- (15) 当該病棟において、措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除いた新規入院患者のうち4割以上が入院日から起算して3月以内に退院し、自宅等へ移行すること。「自宅等へ移行する」とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホーム(以下「精神障害者施設」という。)へ移行することである。なお、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除いたものをいう(以下この項において同じ。)。
- (16) データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準については別添7の様式40の7を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。ただし、令和6年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料(13対1入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院料1若しくは2を算定する病棟、旧算定方法別表第1に掲げる療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟、専門病院入院基本料(13対1入院基本料に限る。)、障害者施設等入院基本料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟又は特殊疾患入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、これらの病棟又は特殊疾患入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、これらの病棟又は病室の病床数の合計が当該保険医療機関において200床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものは、当分の間、当該基準を満たしているものとみなす。

- 2 看護職員夜間配置加算の施設基準
 - (1) 当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が 16又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。
 - (2) 行動制限最小化に係る委員会において次の活動を行っていること。
 - ア 行動制限についての基本的考え方や、やむを得ず行動制限する場合の手順等を盛り込ん だ基本指針の整備
 - イ 患者の病状、院内における行動制限患者の状況に係るレポートをもとに、月1回程度の 病状改善、行動制限の状況の適切性及び行動制限最小化のための検討会議の開催
 - ウ 当該保険医療機関における精神科診療に携わる職員全てを対象とした、精神保健福祉法、 隔離拘束の早期解除及び危機予防のための介入技術等に関する研修会の年2回程度の実施
 - (3) 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、ア 又はウを含む3項目以上を満たしていること。また、当該3項目以上にクが含まれることが 望ましいこと。ただし、当該加算を算定する病棟が2交代制勤務又は変則2交代制勤務を行 う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、ア及びウからクまでのうち、ア又はウ を含む3項目以上を満たしていること。なお、各項目の留意点については、別添3の第4の 3の9の(3)と同様であること。
 - ア 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の勤務終了時刻と直後の 勤務の開始時刻の間が11時間以上であること。
 - イ 3 交代制勤務又は変則 3 交代制勤務の病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する 看護職員の勤務開始時刻が、直近の勤務の開始時刻の概ね 24 時間後以降となる勤務編成で あること。
 - ウ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の連続して行う夜勤の数が2回以下であること。
 - エ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の夜勤後の暦日の休日が 確保されていること。
 - オ 当該病棟において、夜勤時間帯の患者のニーズに対応できるよう、早出や遅出等の柔軟 な勤務体制の工夫がなされていること。
 - カ 当該保険医療機関において、所属部署以外の部署を一時的に支援するために、夜勤時間 帯を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムが構築されており、かつ、部署間で の業務標準化に取り組み、過去一年間に当該システムを夜勤時間帯に運用した実績がある こと。
 - キ 当該保険医療機関において、夜勤時間帯を含めて開所している院内保育所を設置しており、夜勤を含む交代制勤務に従事する医療従事者の利用実績があること。
 - ク 当該病棟において、ICT、AI、IoT等の活用によって、看護職員の業務負担軽減を行っていること。
 - (4) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること。当該体制については、別添2の第2の11の(3)の例による。
- 3 精神科救急急性期医療入院料の「注5」に規定する精神科救急医療体制加算の施設基準等
 - (1) 精神科救急医療体制加算1の施設基準
 - ア次のいずれも満たしていること。

- (イ) 精神科救急医療体制整備事業に参画し、本事業において入院を要する患者を積極的 に受け入れていること。
- (ロ) 当該保険医療機関に常勤の精神保健指定医が5名以上配置されていること。
- (ハ) 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における入院件数の実績が年間40件以上又は以下の地域における人口1万人当たり0.5件以上であること。そのうち8件以上又は2割以上は、精神科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県(政令市の地域を含むものとする。)、市町村、保健所、警察又は消防(救急車)からの依頼であること。
 - ① 当該保険医療機関の所在地の都道府県(政令市の区域を含むものとする。)
 - ② 1精神科救急医療圏と1基幹病院が対となって明確に区分された圏域がある場合 (例えば政令市は市立病院が、政令市以外の地区は県立病院が救急基幹病院とな る。)は、当該圏域
- (二) 当該病棟において、措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除いた新規入院患者のうち6割以上が入院日から起算して3月以内に退院し、自宅等へ移行すること。「自宅等へ移行する」とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設へ移行することである。
- イ 複数の病棟において当該加算の届出を行う場合については、アの(ハ)の「件以上」を 「に届出病棟数を乗じた数以上」と読み替えること。
- ウ 病院である保険医療機関の精神病棟を単位とすること。
- エ 「精神科救急医療体制整備事業の実施について」に規定する身体合併症救急医療確保事業 (以下「身体合併症救急医療確保事業」という。)において指定を受けている医療機関であること。
- (2) 精神科救急医療体制加算2の施設基準
 - ア (1)のアからウまでを満たすこと。
 - イ 「精神科救急医療体制整備事業の実施について」に規定する精神科救急医療確保事業 (以下「精神科救急医療確保事業」という。)において常時対応型施設として指定を受け ている医療機関であること。
- (3) 精神科救急医療体制加算3の施設基準
 - ア (1)のアからウまでを満たすこと。
 - イ 精神科救急医療確保事業において病院群輪番型施設として指定を受けている医療機関で あること。
- (4) 当該加算は病棟の病床単位で届け出ることとし、120 床までに限り届出を行うことができる。ただし、令和4年3月31日時点で旧算定方法別表第一「A311」に掲げる精神科救急入院料の届出を行っている病棟の病床について、都道府県等から当該病棟を有する保険医療機関に関する、地域における医療提供体制や医療計画上の必要性等に係る文書が提出されていることが確認できる場合においては、令和4年3月31日時点で現に旧算定方法別表第一「A311」に掲げる精神科救急入院料の届出を行っている病床数に限り、120 床を超えて届出を行うことができる。なお、その場合には、当該文書の写しを提出すること。
- 4 届出に関する事項
 - (1) 精神科救急急性期医療入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20(精神保

健指定医については、備考欄に指定医番号を記載すること。)、様式 53 及び様式 54 を用いることとし、当該病棟の配置図(隔離室の位置が分かるもの。)を添付すること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 の当該看護要員のみを省略することができること。なお、当該入院料に係る精神科救急医療体制の整備等に係る実績を評価するため、毎年 8 月において様式 53 及び様式 54 を届け出ること。

- (2) 「注4」に規定する看護職員夜間配置加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式13の3、様式20及び特掲診療料施設基準通知の別添2の様式48を用いること。なお、当該加算の様式48に係る届出については、医療保護入院等診療料の届出を行っている場合は、別に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。ただし、当該加算に係る前年度における看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の取組状況を評価するため、毎年8月において様式13の3を届け出ること。
- (3) 「注5」に規定する精神科救急医療体制加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式54の2を用いること。

第16 精神科急性期治療病棟入院料

- 1 精神科急性期治療病棟入院料に関する施設基準等
 - (1) 同一保険医療機関内に精神科急性期治療病棟入院料1を算定すべき病棟と精神科急性期治療病棟入院料2を算定すべき病棟が混在することはできない。
 - (2) 精神科急性期治療病棟入院料1又は2の施設基準

以下のアからコまでのいずれも満たすこと。

- ア 医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数以上 の入院患者を入院させていないこと。
- イ 当該各病棟において、日勤帯以外の時間帯にあっては看護要員が常時2人以上配置されており、そのうち1人以上は看護師であること。
- ウ 当該保険医療機関に他の精神病棟が存在する場合は、当該他の精神病棟は、精神病棟入 院基本料の10対1入院基本料、13対1入院基本料、15対1入院基本料、18対1入院基本 料若しくは20対1入院基本料又は特定入院料を算定している病棟でなければならないこ と。
- エ 当該各病棟に精神保健指定医及び精神保健福祉士又は公認心理師が常勤していること。
- オ 当該保険医療機関が精神科救急医療システムに参加していること。
- カ 当該病棟の病床数は、130 床以下であり、当該保険医療機関における精神科救急急性期 医療入院料及び精神科急性期治療病棟入院料を算定する病床数の合計が 300 床以下である こと。
- キ 当該病棟の病床数は、1看護単位当たり60床以下であること。
- ク 当該病棟に隔離室があること。
- ケ 1月間の当該入院料を算定している病棟の患者の延べ入院日数のうち、4割以上が新規 患者の延べ入院日数であること。
- コ 当該病棟において、措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院患者及びクロザピン の新規導入を目的とした入院患者を除いた新規入院患者のうち4割以上が入院日から起算 して3月以内に退院し、自宅等へ移行すること。「自宅等へ移行する」とは、患家、介護

老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設へ移行することである。なお、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除いたものをいう。また、退院後に、医科点数表第1章第2部通則5の規定により入院期間が通算される再入院をした場合は、移行した者として計上しない。

サ データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準については別添7の様式40の7を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。ただし、令和6年3月31日において、現に精神病棟入院基本料(10 対1入院基本料及び13 対1入院基本料に限る。)、精神科急性期治療病棟入院料又は児童・思春期精神科入院医療管理料に係る届出を行っている保険医療機関については、令和8年5月31日までの間、当該基準を満たしているものとみなす。また、令和6年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料(13 対1入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であって、精神病棟入院基本料(10 対1入院基本料及び13 対1入院基本料に限る。)、精神科急性期治療病棟入院料若しくは児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟又は児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟のいずれかを有するもののうち、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものは、当分の間、当該基準を満たしているものとみなす。

2 届出に関する事項

精神科急性期治療病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20(精神保健指定医については、備考欄に指定医番号を記載すること。)及び様式53を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること。また、当該病棟の配置図(隔離室の位置が分かるもの。)を添付すること。

第16の2 精神科救急・合併症入院料

- 1 精神科救急・合併症入院料に関する施設基準等
 - (1) 医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数以上の入院患者を入院させていないこと。
 - (2) 当該保険医療機関内に、精神科医師が5名以上常勤していること。
 - (3) 当該保険医療機関内に当該入院料を算定する病棟以外の他の精神病棟が存在する場合は、 当該他の精神病棟は、精神病棟入院基本料の10対1入院基本料、13対1入院基本料、15対 1入院基本料、18対1入院基本料若しくは20対1入院基本料又は特定入院料を算定してい る病棟でなければならない。
 - (4) 当該各病棟における常勤の医師の数は、当該病棟の入院患者の数が16又はその端数を増すごとに1以上であること。
 - (5) 当該各病棟に2名以上の常勤の精神保健福祉士が配置されていること。
 - (6) 当該各病棟において、日勤帯以外の時間帯にあっては、看護師が常時2人以上配置されて

いること。

- (7) 当該病棟の病床数は、1看護単位当たり60床以下であること。
- (8) 当該病棟に以下に定める合併症ユニットを有しており、当該病棟の病床のうち、隔離室を含む個室が半数以上を占めること。なお、合併症ユニットの病床は個室として算入することができる。
 - ア 当該病棟の治療室単位であり、当該病棟の病床数の2割以上であること。
 - イ 当該治療室に入院する患者は、常時8割以上が下記の身体疾患を持つ精神障害者である こと。
 - (イ) 呼吸器系疾患(肺炎、喘息発作、肺気腫、間質性肺炎の急性増悪、肺塞栓又は気胸)
 - (ロ) 心疾患 (New York Heart Association の心機能分類のⅢ度、Ⅳ度相当の心不全、虚血性心疾患又はモニター監視を必要とする不整脈)
 - (ハ) 手術又は直達・介達牽引を要する骨折
 - (ニ) 脊髄損傷
 - (ホ) 重篤な内分泌・代謝性疾患(インスリン投与を要する糖尿病、専門医の診療を要する内分泌疾患又は肝硬変に伴う高アンモニア血症)
 - (へ) 重篤な栄養障害 (Body Mass Index 15 未満の摂食障害)
 - (ト) 意識障害(急性薬物中毒、アルコール精神障害、電解質異常、代謝性疾患によるせん妄等)
 - (チ) 全身感染症(結核、後天性免疫不全症候群、梅毒1期、2期又は敗血症)
 - (リ) 中枢神経系の感染症 (髄膜炎、脳炎等)
 - (ヌ) 急性腹症(消化管出血、イレウス等)
 - (ル) 劇症肝炎又は重症急性膵炎
 - (ヲ) 悪性症候群又は横紋筋融解症
 - (ワ) 広範囲(半肢以上)熱傷
 - (カ) 手術、化学療法若しくは放射線療法を要する状態又は末期の悪性腫瘍
 - (ヨ) 重篤な血液疾患(ヘモグロビン 7g/dl 以下の貧血又は頻回に輸血を要する状態)の 患者
 - (タ) 急性かつ重篤な腎疾患(急性腎不全、ネフローゼ症候群又は糸球体腎炎)の患者
 - (レ) 人工透析中又は腎不全で透析導入を要する状態
 - (ソ) 手術室での手術を必要とする状態
 - (ツ) 合併症妊娠・出産
 - (ネ) 膠原病(専門医による管理を必要とする状態)
 - ウ 身体合併症管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を当該病棟内に常時備えて いること。
 - (イ) 救急蘇生装置
 - (口) 除細動器
 - (ハ) 心電計
 - (二) 呼吸循環監視装置
- (9) 必要な検査及びCT撮影が必要に応じて速やかに実施できる体制にあること。
- (10) 1月間の当該入院料を算定している病棟の患者の延べ入院日数のうち、4割以上が新規患

者の延べ入院日数であること。

- (11) 当該病棟において、措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除いた新規入院患者のうち4割以上が入院日から起算して3月以内に退院し、自宅等へ移行すること。「自宅等へ移行する」とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設へ移行することである。なお、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除いたものをいう。また、退院後に、医科点数表第1章第2部通則5の規定により入院期間が通算される再入院をした場合は、移行した者として計上しない。
- (12)精神科救急医療体制整備事業において基幹的な役割を果たしていること。具体的には、以下のアからウまでのいずれも満たしていること。
 - ア 常時精神科救急外来診療が可能であること。
 - イ 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における入院件数が年間20件以上であること。
 - ウ 全ての入院形式の患者受入れが可能であること。
- (13) 当該病棟の年間の新規患者のうち6割以上が措置入院、緊急措置入院、医療保護入院、応急入院、鑑定入院、医療観察法入院及び合併症ユニットへ入院する身体疾患を有する精神障害者のいずれかに係るものであること。
- (14) 以下の地域における直近1年間における措置入院、緊急措置入院及び応急入院に係る新規 入院患者のうち、原則として4分の1以上又は5件以上の患者を当該病棟において受け入れ ていること。
 - ア 当該保険医療機関の所在地の都道府県(政令市の区域を含むものとする。)
 - イ 1精神科救急医療圏と1基幹病院が対となって明確に区分された圏域がある場合(例えば政令市は市立病院が、政令市以外の地区は県立病院が救急基幹病院となる。)は、当該圏域
- 2 看護職員夜間配置加算の施設基準
 - (1) 当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が 16又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。
 - (2) 行動制限最小化に係る委員会において次の活動を行っていること。
 - ア 行動制限についての基本的考え方や、やむを得ず行動制限する場合の手順等を盛り込ん だ基本指針の整備
 - イ 患者の病状、院内における行動制限患者の状況に係るレポートをもとに、月1回程度の 病状改善、行動制限の状況の適切性及び行動制限最小化のための検討会議の開催
 - ウ 当該保険医療機関における精神科診療に携わる職員全てを対象とした、精神保健福祉法、 隔離拘束の早期解除及び危機予防のための介入技術等に関する研修会の年2回程度の実施
 - (3) 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、ア 又はウを含む3項目以上を満たしていること。また、当該3項目以上にクが含まれることが 望ましいこと。ただし、当該加算を算定する病棟が2交代制勤務又は変則2交代制勤務を行 う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、ア及びウからクまでのうち、ア又はウ を含む3項目以上を満たしていること。なお、各項目の留意点については、別添3の第4の 3の9の(3)と同様であること。

- ア 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の勤務終了時刻と直後の 勤務の開始時刻の間が11時間以上であること。
- イ 3 交代制勤務又は変則 3 交代制勤務の病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する 看護職員の勤務開始時刻が、直近の勤務の開始時刻の概ね 24 時間後以降となる勤務編成で あること。
- ウ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の連続して行う夜勤の数が2回以下であること。
- エ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の夜勤後の暦日の休日が 確保されていること。
- オ 当該病棟において、夜勤時間帯の患者のニーズに対応できるよう、早出や遅出等の柔軟 な勤務体制の工夫がなされていること。
- カ 当該保険医療機関において、所属部署以外の部署を一時的に支援するために、夜勤時間 帯を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムが構築されており、かつ、部署間で の業務標準化に取り組み、過去一年間に当該システムを夜勤時間帯に運用した実績がある こと。
- キ 当該保険医療機関において、夜勤時間帯を含めて開所している院内保育所を設置してお り、夜勤を含む交代制勤務に従事する医療従事者の利用実績があること。
- ク 当該病棟において、ICT、AI、IoT等の活用によって、看護職員の業務負担軽減 を行っていること。
- (4) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること。当該体制については、別添2の第2の11の(3)の例による。

3 届出に関する事項

- (1) 精神科救急・合併症入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20(精神保健 指定医については、備考欄に指定医番号を記載すること。)、様式53及び様式55を用いる こととし、当該病棟の配置図(合併症ユニット及び隔離室の位置が分かるもの。)を添付す ること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20の当該看護要員のみを省略することができること。なお、精神科救急医療体制の整備等に 係る実績を評価するため、毎年8月において様式53及び様式55を届け出ること。
- (2) 「注4」に規定する看護職員夜間配置加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式13の3、様式20及び特掲診療料施設基準通知の別添2の様式48を用いること。なお、当該加算の様式48に係る届出については、医療保護入院等診療料の届出を行っている場合は、別に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。ただし、当該加算に係る前年度における看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の取組状況を評価するため、毎年8月において様式13の3を届け出ること。

第16の3 児童・思春期精神科入院医療管理料

- 1 児童・思春期精神科入院医療管理料に関する施設基準等
 - (1) 精神科を標榜する病院において精神病棟又は治療室を単位とすること。
 - (2) 当該病棟又は治療室における直近1か月間の入院患者数の概ね8割以上が、20歳未満の精神疾患を有する患者(精神作用物質使用による精神及び行動の障害の患者並びに知的障害の

患者を除く。) であること。

- (3) 当該病棟又は治療室に小児医療及び児童・思春期の精神医療の経験を有する常勤の医師が 2名以上配置されており、うち1名は精神保健指定医であること。
- (4) 当該病棟又は治療室に専従の常勤の精神保健福祉士及び常勤の公認心理師がそれぞれ1名 以上配置されていること。
- (5) 当該保険医療機関内に学習室が設けられていること。
- (6) 当該治療室の病床は30床以下であり、浴室、廊下、デイルーム、食堂、面会室、便所、学習室が、当該病棟の他の治療室とは別に設置されていること。
- (7) データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準については別添7の様式40の7を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。ただし、令和6年3月31日において、現に精神病棟入院基本料(10対1入院基本料及び13対1入院基本料に限る。)、精神科急性期治療病棟入院料又は児童・思春期精神科入院医療管理料に係る届出を行っている保険医療機関については、令和8年5月31日までの間、当該基準を満たしているものとみなす。また、令和6年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料(13対1入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であって、精神病棟入院基本料(10対1入院基本料及び13対1入院基本料に限る。)、精神科急性期治療病棟入院基本料(10対1入院基本料及び13対1入院基本料に限る。)、精神科急性期治療病棟入院料若しくは児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟又は児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものは、当分の間、当該基準を満たしているものとみなす。

2 精神科養育支援体制加算の施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、以下から構成される虐待等不適切な養育が疑われる20歳未満の精神疾患を有する患者への支援(以下「精神科養育支援」という。)に係るチーム(以下「精神科養育支援チーム」という。)が設置されていること。
 - ア 小児医療及び児童・思春期の精神医療に関する十分な経験を有する専任の常勤精神保健 指定医
 - イ 20歳未満の精神疾患を有する患者の看護に従事する専任の常勤看護師
 - ウ 20 歳未満の精神疾患を有する患者の支援に係る経験を有する専任の常勤精神保健福祉士
 - エ 20 歳未満の精神疾患を有する患者の支援に係る経験を有する専任の常勤公認心理師 なお、当該専任の医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師(以下この項において 「医師等」という。)については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師等を2名以上組み合わせることにより、常勤医師等と同じ時間帯にこれらの非常勤医師等が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。
- (2) 精神科養育支援チームの行う業務に関する事項
 - ア 精神科養育支援に関するプロトコルを整備していること。なお、当該支援の実施状況等 を踏まえ、定期的に当該プロトコルの見直しを行うこと。
 - イ 虐待等不適切な養育が疑われる20歳未満の精神疾患を有する患者が発見された場合に、

院内からの相談に対応すること。

- ウ 虐待等不適切な養育が疑われる 20 歳未満の精神疾患を有する患者が発見された場合に、 主治医及び多職種と十分に連携をとって養育支援を行うこと。
- エ 虐待等不適切な養育が疑われた症例を把握・分析し、養育支援の体制確保のために必要な対策を推進すること。
- オ 精神科養育支援体制を確保するための職員研修を企画・実施すること。当該研修は、精神科養育支援の基本方針について職員に周知徹底を図ることを目的とするものであり、年2回程度実施されていること。なお、当該研修は、第10の6の(2)のオに規定する養育支援体制を確保するための職員研修と合同で開催して差し支えない。
- (3) (1)のウ及び工を構成する精神保健福祉士及び公認心理師については、児童・思春期精神 科入院医療管理料の届出に係る専従の常勤の精神保健福祉士及び常勤の公認心理師との兼任 は可能である。
- (4) (2)のイ及びウの業務を実施する医師は、虐待等不適切な養育が疑われる小児患者の診療 を担当する医師との重複がないよう、配置を工夫すること。
- 3 届出に関する事項

児童・思春期精神科入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20及び様式57を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること。また、学習室が設けられていることが確認できる当該施設の平面図を添付すること。

第17 精神療養病棟入院料

- 1 精神療養病棟入院料の施設基準等
 - (1) 医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数以上の入院患者を入院させていないこと。
 - (2) 当該病棟に精神科医師である常勤の専任医師及び常勤の作業療法士又は作業療法の経験を 有する常勤の看護職員が配置されていること。

なお、作業療法の経験を有する看護職員とは、専門機関等が主催する作業療法又は生活技能訓練に関する所定の研修を修了したものであること。

- (3) 当該病棟における専任の精神科医師は他の病棟に配置される医師と兼任はできない。また、 当該医師の外来業務及び他病棟の入院患者の診療業務への従事は週2日以内とすること。
- (4) 医療法施行規則第19条第1項第1号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること (当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数が、常時、当該病棟の入院患者の数が 25又はその端数を増すごとに1以上である場合は除く。)。
- (5) 当該各病棟において、日勤時間帯以外の時間帯にあっては看護要員が常時2人以上配置されており、そのうち1名以上は看護職員であること。
- (6) 当該保険医療機関に、精神保健福祉士又は公認心理師が常勤していること。
- (7) 当該病棟の入院患者の退院に向けた相談支援業務等を行う者(以下「退院支援相談員」という)を、平成26年4月1日以降に当該病棟に入院した患者1人につき1人以上、入院した日から起算して7日以内に指定し、当該保険医療機関内に配置していること。なお、退院支援相談員は、次のいずれかの者であること。

- ア 精神保健福祉士
- イ 保健師、看護師、准看護師、作業療法士、社会福祉士又は公認心理師として、精神障害 者に関する業務に従事した経験を3年以上有する者
- (8) 1人の退院支援相談員が同時に担当する患者の数は60以下であること。また、退院支援相談員が担当する患者の一覧を作成していること。
- (9) 退院支援相談員の担当する当該病棟の入院患者について退院に向けた支援を推進するため の委員会(「退院支援委員会」という)を設置していること。
- (10) 当該病棟の病床数は、1看護単位当たり60床以下であること。
- (11) 当該病棟に係る病室の病床数は、1病室につき6床以下であること。
- (12) 当該病棟に係る病棟床面積は、患者1人につき内法による測定で18平方メートル以上であり、病室床面積は、患者1人につき内法による測定で、5.8 平方メートル以上であること。なお、病棟床面積の算定に当たっては当該病棟内にある治療室、食堂、談話室、面会室、浴室、廊下、ナースステーション及び便所等の面積を算入しても差し支えない。
- (13) 当該病棟に、当該病棟の入院患者同士が使用できる談話室、食堂、面会室、浴室(又はシャワー室)及び公衆電話が設けられている。ただし、談話室、食堂、面会室については兼用であっても差し支えない。
- (14) 当該病棟に鉄格子がないこと。ただし、既存の病棟については、届出後1年間の経過措置を認める。
- (15) 当該保険医療機関内に、専用の作業療法室又は生活機能回復訓練室を有していること。
- (16) 病棟における患者の金銭管理が適切に行われていること。
- 2 重症者加算1の施設基準

当該病棟を有する保険医療機関が次のいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 精神科救急医療確保事業において常時対応型施設として指定を受けている医療機関又は身体合併症救急医療確保事業において指定を受けている医療機関であること。
- (2) 精神科救急医療確保事業において病院群輪番型施設として指定を受けている医療機関であって、ア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア 時間外、休日又は深夜における入院件数が年4件以上であること。そのうち1件以上は、精神科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県(政令市の地域を含むものとする。以下重症者加算1において同じ。)、市町村、保健所、警察又は消防(救急車)からの依頼であること。
 - イ 時間外、休日又は深夜における外来対応件数が年10件以上であること。なお、精神科救 急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県、 市町村、保健所、警察又は消防(救急車)からの依頼の場合は、日中の対応であっても件 数に含む。
- (3) 当該保険医療機関の精神保健指定医が、精神科救急医療体制の確保への協力を行っていること。具体的にはア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア 時間外、休日又は深夜における外来対応施設(自治体等の夜間・休日急患センター等や精神科救急医療確保事業において外来対応施設として指定を受けている医療機関等)での外来診療又は救急医療機関への診療協力(外来、当直又は対診)を年6回以上行うこと(いずれも精神科医療を必要とする患者の診療を行うこと。)。

- イ 精神保健福祉法上の精神保健指定医の公務員としての業務(措置診察等)について、都 道府県に積極的に協力し、診察業務等を年1回以上行うこと。具体的には、都道府県に連 絡先等を登録し、都道府県の依頼による公務員としての業務等に参画し、(イ)から(ホ)ま でのいずれかの診察あるいは業務を年1回以上行うこと。
 - (イ) 措置入院及び緊急措置入院時の診察
 - (ロ) 医療保護入院及び応急入院のための移送時の診察
 - (ハ) 精神医療審査会における業務
 - (ニ) 精神科病院への立入検査での診察
 - (ホ) その他都道府県の依頼による公務員としての業務
- 3 精神保健福祉士配置加算の施設基準
 - (1) 当該病棟に、専従の常勤精神保健福祉士が1名以上配置されていること。
 - (2) 当該保険医療機関内に退院支援部署を設置し、専従の精神保健福祉士が1名以上配置されていること。なお、当該病棟に専従する精神保健福祉士と退院支援部署に専従する精神保健福祉士は兼任できないが、退院支援部署は、精神科地域移行実施加算の地域移行推進室又は精神科入退院支援加算の入退院支援部門と同一でもよい。
 - (3) 措置入院患者、鑑定入院患者及び医療観察法入院患者として当該保険医療機関に入院となった患者を除いた当該病棟の入院患者のうち7割5分以上が入院日から起算して1年以内に退院し、自宅等へ移行すること。「自宅等へ移行する」とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設へ移行することである。なお、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除いたものをいう。また、退院後に、医科点数表第1章第2部通則5の規定により入院期間が通算される再入院をした場合は、移行した者として計上しない。

4 届出に関する事項

精神療養病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20(作業療法等の経験を有する看護職員については、その旨を備考欄に記載すること。)、様式24の2、様式55の2及び様式55の3を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること(作業療法等の経験を有する看護職員を除く。)。また、当該病棟の平面図(面積並びに談話室、食堂、面会室、浴室及び公衆電話の位置等が分かるもの。)を添付すること。

第18 削除

第19 認知症治療病棟入院料

- 1 認知症治療病棟入院料の施設基準等
 - (1) 精神科を標榜している病院である保険医療機関であること。
 - (2) 同一保険医療機関内に認知症治療病棟入院料1を算定すべき病棟と認知症治療病棟入院料2を算定すべき病棟が混在することはできない。
 - (3) 認知症治療病棟入院料1の施設基準
 - ア 当該保険医療機関内に、精神科医師及び認知症治療病棟に専従する作業療法士がそれぞ

れ1人以上勤務していること。

- イ 当該病棟に勤務する看護職員の最小必要数の半数以上は、精神病棟に勤務した経験を有 する看護職員であること。
- ウ 当該病棟に勤務する看護補助者の最小必要数の半数以上は、精神病棟に勤務した経験を 有する看護補助者であること。
- エ 当該保険医療機関内に、専従する精神保健福祉士又は専従する公認心理師がいずれか1 人以上勤務していること。
- オ 当該病棟における1看護単位は、概ね40から60床までを上限とすること。
- カ 当該病棟の患者1人当たりの面積は、内法による測定で、18 平方メートル(管理部分を除く。)を標準とすること。ただし、平成20年3月31日時点で特殊疾患療養病棟入院料2を算定している病棟から当該病棟へ移行した場合は、当分の間、内法による測定で、16平方メートル(治療室、機能訓練室、浴室、廊下、デイルーム、食堂、面会室、ナースステーション、便所等の面積を含む。)であっても、認めることとする。
- キ 認知症治療病棟入院医療を行うにふさわしいデイルーム等の共有空間がある等高齢者の 行動しやすい廊下を有していること。
- ク 認知症治療病棟入院医療を行うにふさわしい、広さ60平方メートル以上(内法による測定に基づく。)の専用の生活機能回復訓練室(平成20年3月31日時点で特殊疾患療養病棟入院料2を算定している病棟から当該病棟へ移行した場合は、当分の間、代用的に生活機能回復訓練等が行える場所(デイルーム等))を有し、当該病棟に入院している全ての患者に対して、次に掲げる生活機能回復訓練等を行うこと。
 - (イ) 医師の指導監督の下で、作業療法士、看護師、精神保健福祉士の従事者により、精神症状等の軽快及び生活機能の回復を目的に看護並びに生活機能回復のための訓練及び指導を集中的に行う。
 - (ロ) 医師の診療に基づき心理検査の結果等を踏まえて作成した患者ごとの治療計画に基づき、看護並びに生活機能回復のための訓練及び指導を集中的に行うとともに、定期的にその評価を行う等計画的な治療を行う。
 - (ハ) 生活機能回復のための訓練及び指導を、生活機能回復訓練室等において患者1人当たり1日4時間、週5回行う。ただし、当該訓練及び指導は患者の状態に応じて行うものとし、認知症患者リハビリテーション料又は精神科作業療法を算定した場合は、その時間を含めて差し支えない。
- (4) 認知症治療病棟入院料2の施設基準
 - ア (3)のイからエまでを満たしている。
 - イ 当該保険医療機関内に、精神科医師及び認知症治療病棟に専従する作業療法士がそれぞれ1名以上勤務している。ただし、認知症患者の作業療法の経験を有する看護師が1人以上勤務する認知症治療病棟にあっては、作業療法士が週1回以上当該病棟において患者の作業療法についての評価を行う場合には、当分の間、作業療法士が1人以上勤務していることとみなす。なお、作業療法の経験を有する看護師とは、専門機関等が主催する認知症指導に関する所定の研修を修了した者である。この場合、当該看護師は当該入院料を算定する際の看護師の員数には算入しない。
 - ウ 当該病棟における1看護単位は、概ね60床を上限とする。

- エ 当該病棟の患者1人当たりの面積は、内法による測定で、18 平方メートル(管理部分を除く。)以上とする。ただし、平成20年3月31日時点で特殊疾患療養病棟入院料2を算定している病棟から当該病棟へ移行した場合は、当分の間、内法による測定で、16平方メートル(治療室、機能訓練室、浴室、廊下、デイルーム、食堂、面会室、ナースステーション、便所等の面積を含む。)であっても、認めることとする。
- オ 認知症治療病棟入院医療を行うにふさわしい、広さ60平方メートル以上(内法による測定に基づく。)の専用の生活機能回復訓練室(平成20年3月31日時点で特殊疾患療養病棟入院料2を算定している病棟から当該病棟へ移行した場合は、当分の間、代用的に生活機能回復訓練等が行える場所(デイルーム等))を有し、当該病棟に入院している全ての患者に対して、次に掲げる生活機能回復機能訓練等を行うこと。
 - (イ) 医師の指導監督の下で、作業療法士、看護師又は精神保健福祉士の従事者により、 精神症状等の軽快及び生活機能の回復を目的に看護並びに生活機能回復のための訓練 及び指導を集中的に行う。
 - (ロ) 医師の診療に基づき心理検査の結果等を踏まえて作成した患者ごとの治療計画に基づき、看護並びに生活機能回復のための訓練及び指導を集中的に行うとともに、定期的にその評価を行う等計画的な治療を行う。
 - (ハ) 生活機能回復のための訓練及び指導を、生活機能回復訓練室等において患者1人当たり1日4時間、週5回行う。ただし、当該訓練及び指導は患者の状態に応じて行うものとし、認知症患者リハビリテーション料又は精神科作業療法を算定した場合は、その時間を含めて差し支えない。
- (5) 認知症夜間対応加算の施設基準
 - ア 認知症治療病棟入院料1、認知症治療病棟入院料2のいずれの場合も、夜勤を行う看護 要員が3名以上の場合に算定できる。
 - イ 行動制限最小化に係る委員会において次の活動を行っていること。
 - (イ) 行動制限についての基本的考え方や、やむを得ず行動制限する場合の手順等を盛り 込んだ基本指針の整備
 - (ロ) 患者の病状、院内における行動制限患者の状況に係るレポートをもとに、月1回程度の病状改善、行動制限の状況の適切性及び行動制限最小化のための検討会議の開催
 - (ハ) 当該保険医療機関における精神科診療に携わる職員全てを対象とした、精神保健福祉法、隔離拘束の早期解除及び危機予防のための介入技術等に関する研修会の年2回程度の実施
- (6) (3)及び(4)の内法の規定の適用については、平成26年3月31日において、現に当該入 院料の届出を行っている保険医療機関については、当該病棟の増築又は全面的な改築を行う までの間は、(3)及び(4)の内法の規定を満たしているものとする。
- 2 届出に関する事項

認知症治療病棟入院料に係る施設基準の届出は、別添7の様式9、様式20及び様式56を用いることとし、当該病棟の平面図を添付すること。また、「注2」に規定する認知症夜間対応加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20及び特掲診療料施設基準通知の別添2の様式48を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること。なお、認知症夜間対応加算

の様式 48 に係る届出については、医療保護入院等診療料の届出を行っている場合は、別に地方 厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第19の2 精神科地域包括ケア病棟入院料

- 1 精神科地域包括ケア病棟入院料に関する施設基準等
 - (1) 医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数以上の入院患者を入院させていないこと。
 - (2) 当該保険医療機関における精神科救急急性期医療入院料を算定する病床数が 120 床以下であること。
 - (3) 当該保険医療機関における精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料又は精神科地域包括ケア病棟入院料を算定する病床数の合計が200床以下であること。
 - (4) 当該病棟に精神科医師である常勤の専任医師が配置されていること。
 - (5) 当該病棟における専任の精神科医師は他の病棟に配置される医師と兼任はできない。また、 当該医師の外来業務及び他病棟の入院患者の診療業務への従事は週2日以内とすること。
 - (6) 当該病棟において、日勤時間帯以外の時間帯にあっては看護職員が常時2人以上配置されていること。
 - (7) 当該病棟の病床数は、1看護単位当たり60床以下であること。
 - (8) 当該病棟に専任の常勤作業療法士、常勤精神保健福祉士及び常勤公認心理師が配置されていること。なお、当該専任の作業療法士、専任の精神保健福祉士及び専任の公認心理師については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤作業療法士、専任の非常勤精神保健福祉士又は専任の非常勤公認心理師をそれぞれ2名以上組み合わせることにより、常勤作業療法士、常勤精神保健福祉士又は常勤公認心理師と同じ時間帯にこれらの非常勤作業療法士、非常勤精神保健福祉士又は非常勤公認心理師が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。
 - (9) 当該病棟において、日勤時間帯にあっては作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師が 常時1人以上配置されていること。
 - (10) 当該保険医療機関がクロザピンを処方する体制を有していること。具体的には、当該保険 医療機関がクロザリル患者モニタリングサービスの登録医療機関であること。
 - (11) 当該病棟を有する保険医療機関は次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 精神科救急医療確保事業において常時対応型施設として指定を受けている医療機関又は 身体合併症救急医療確保事業において指定を受けている医療機関であること。
 - イ 精神科救急医療確保事業において病院群輪番型施設として指定を受けている医療機関で あって、以下の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当すること。
 - (イ) 時間外、休日又は深夜における入院件数が年4件以上であること。そのうち1件以上は、精神科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県(政令市の地域を含むものとする。以下イにおいて同じ。)、市町村、保健所、警察又は消防(救急車)からの依頼であること。
 - (ロ) 時間外、休日又は深夜における外来対応件数が年10件以上であること。なお、精神 科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都 道府県、市町村、保健所、警察又は消防(救急車)からの依頼の場合は、日中の対応

であっても件数に含む。

- (12) 次に掲げる項目のうちア又はイ及びウからオまでのいずれかを満たしていること。
 - ア 当該保険医療機関において「I 0 1 2」精神科訪問看護・指導料 (I) 及び (Ⅲ) の算 定回数が直近 3 か月間で 60 回以上であること。
 - イ 当該保険医療機関と同一敷地内又は隣接する敷地内に位置する訪問看護ステーションに おいて精神科訪問看護基本療養費の算定回数が直近3か月間で300回以上であること。
 - ウ 当該保険医療機関において「B015」精神科退院時共同指導料の算定回数が直近3か 月間で3回以上であること。
 - エ 当該保険医療機関において「I002」通院・在宅精神療法の「2」の算定回数が直近 3か月で20回以上であること。
 - オ 当該保険医療機関において「I016」精神科在宅患者支援管理料の算定回数が直近3 か月間で10回以上であること。
- (13) 精神保健福祉法上の精神保健指定医の公務員としての業務(措置診察等)について、都道府県に積極的に協力し、診察業務等を年1回以上行うこと。具体的には、都道府県に連絡先等を登録し、都道府県の依頼による公務員としての業務等に参画し、アからオまでのいずれかの診察あるいは業務を年1回以上行うこと。
 - ア 措置入院及び緊急措置入院時の診察
 - イ 医療保護入院及び応急入院のための移送時の診察
 - ウ 精神医療審査会における業務
 - エ 精神科病院への立入検査での診察
 - オ その他都道府県の依頼による公務員としての業務
- (14) 「A246-2 | 精神科入退院支援加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (15) 当該病棟において、措置入院患者、鑑定入院患者又は医療観察法入院患者として当該保険 医療機関に入院となった患者を除いた当該病棟の入院患者のうち7割以上が、当該病棟に入 院した日から起算して6月以内に退院し、自宅等へ移行すること。ただし、(12)の才を満た している保険医療機関にあっては、7割以上ではなく、6割以上が当該病棟に入院した日か ら起算して6月以内に退院し、自宅等へ移行すること。

「自宅等へ移行する」とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設へ移行することである。なお、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除いたものをいう。また、退院後に、第2部「通則5」の規定により入院期間が通算される再入院をした場合は、移行した者として計上しない。

(16) 精神障害者の地域生活を支援する関係機関等との連携を有していること。連携先については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援、特定相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、共同生活援助若しくは就労継続支援等の障害福祉サービス等事業者、児童福祉法に基づく障害児相談支援事業所、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者、精神保健福祉センター、保健所又は都道府県若しくは市区町村の障害福祉担当部署等のうち、患者の状態に応じて必要な機関を選択すること。また、連携に当

たっては、当該保険医療機関の担当者をあらかじめ指定し、その連絡先を保健所等に文書で 情報提供するとともに、障害福祉サービス等事業者等の担当者の氏名及び連絡先の提供を受 けていること。

(17) データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準については別添7の様式40の7を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。

2 届出に関する事項

- (1) 精神科地域包括ケア病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20(精神保健指定医については、備考欄に指定医番号を記載すること。)及び様式57の5を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること。
- (2) 1病棟に限り届出を行うことができること。
- (3) 令和6年3月31日において現に精神病棟入院基本料、精神科救急急性期医療入院料、精神 科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料、 精神療養病棟入院料、認知症治療病棟入院料又は地域移行機能強化病棟入院料に係る届出を 行っている病棟については、令和7年5月31日までの間に限り、(11)から(14)に該当するも のとする。
- (4) 令和6年3月31日において現に精神病棟入院基本料、精神科救急急性期医療入院料、精神 科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料、 精神療養病棟入院料、認知症治療病棟入院料又は地域移行機能強化病棟入院料に係る届出を 行っている病棟については、令和7年9月30日までの間に限り、(15)及び(17)に該当するも のとする。

第20 特定一般病棟入院料

- 1 特定一般病棟入院料の施設基準等
 - (1) 医療提供体制の確保の状況に鑑み、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関のうち、一般病棟が1病棟で構成される病院である保険医療機関であること。
 - (2) 特定一般病棟入院料1の施設基準

当該病室を有する病棟において、常時13対1以上の看護配置(当該病棟における看護職員の数が、常時、当該病棟の入院患者の数が13又はその端数を増すごとに1以上であること。) よりも手厚い看護配置であること。ただし、夜勤を行う看護職員の数は、2以上であること。

(3) 特定一般病棟入院料2の施設基準

当該病室を有する病棟において、常時15対1以上の看護配置(当該病棟における看護職員の数が、常時、当該病棟の入院患者の数が15又はその端数を増すごとに1以上であること。) よりも手厚い看護配置であること。ただし、夜勤を行う看護職員の数は、2以上であること。

(4) 一般病棟看護必要度評価加算の施設基準

注5に掲げる一般病棟看護必要度評価加算を算定する病棟は、当該加算を算定するものと して届け出た病棟に、直近3月について入院している全ての患者の状態を、別添6の別紙7 の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票のⅠ又はⅡを用いて継続的に測定し、 その結果に基づいて評価を行っていること。ただし、産科患者及び15歳未満の小児患者は対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度IIの評価に当たっては、歯科の入院患者(同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。)は、対象から除外する。なお、重症度、医療・看護必要度I又はIIに係る評価票の記入(別添6の別紙7の別表1に掲げる「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評価を行う項目は除く。)は、院内研修を受けたものが行うものであること。一般病棟用の重症度、医療・看護必要度I又はIIのいずれを用いて評価を行うかは、入院料等の届出時に併せて届け出ること。なお、評価方法のみの変更を行う場合については、別添7の様式10を用いて届け出る必要があること。ただし、評価方法のみの変更による新たな評価方法への切り替えは切替月のみとし、切替月の10日までに届け出ること。

- (5) 特定一般病棟入院料(地域包括ケア1)の施設基準等
 - ア 注7に規定する地域包括ケア入院医療管理を行う病室を有する病棟において、常時15対 1以上の看護配置(当該病棟における看護職員の数が、常時、当該病棟の入院患者の数が 15 又はその端数を増すごとに1以上であること。)よりも手厚い看護配置であること。た だし、夜勤を行う看護職員の数は、2以上であること。
 - イ 当該病室を有する病棟において、病室を含む病棟に、専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)が1名以上配置されていること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤理学療法士、専任の非常勤作業療法士又は専任の非常勤言語聴覚士をそれぞれ2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関における常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤理学療法士、非常勤作業療法士又は非常勤言語聴覚士がそれぞれ配置されている場合には、それぞれの基準を満たすこととみなすことができる。
 - ウ 当該保険医療機関内に入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること。 当該部門に入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師 又は専従の社会福祉士が配置されていること。当該部門に専従の看護師が配置されている 場合にあっては専任の社会福祉士が、専従の社会福祉士が配置されている場合にあっては 専任の看護師が配置されていること。なお、当該専従の看護師又は社会福祉士については、 週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行って いる専従の非常勤の看護師又は社会福祉士(入退院支援及び地域連携業務に関する十分な 経験を有する看護師又は社会福祉士に限る。)を2名以上組み合わせることにより、常勤 看護師等と同じ時間帯にこれらの非常勤看護師等が配置されている場合には、当該基準を 満たしているとみなすことができる。
 - エ 心大血管疾患リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、 (Π)若しくは(Π)、運動器リハビリテーション料(I)若しくは(Π)、呼吸器リハビリテーション料(I)又はがん患者リハビリテーション料の届出を行っていること。
 - オ エのリハビリテーションを提供する患者については、1日平均2単位以上提供している こと。なお、リハビリテーションの提供に当たっては、当該患者の入棟又は入室時に測定 したADL等を参考にリハビリテーションの必要性を判断し、その結果について診療録等 に記載するとともに、患者又はその家族等に説明すること。

- カ 当該病室の床面積は、内法による測定で、患者1人につき、6.4 平方メートル以上であること。なお、平成27年3月31日までの間に、床面積について、壁芯による測定で届出が行われたものについては、平成27年4月1日以降も有効なものとして取り扱う。
- キ 病室に隣接する廊下の幅は内法による測定で、1.8 メートル以上であることが望ましい。 ただし、両側に居室がある廊下の幅は、2.7 メートル以上であることが望ましい。なお、 廊下の幅が 1.8 メートル(両側居室の場合は 2.7 メートル)に満たない医療機関について は、全面的な改築等を行うまでの間は 1.8 メートル(両側居室の場合は 2.7 メートル)未 満であっても差し支えないが、全面的な改築等の予定について年1回報告を行うこと。
- ク 当該病室を含む病棟に、又は当該医療機関内における当該病室を含む病棟の近傍に患者 の利用に適した浴室及び便所が設けられていること。
- ケ 当該入院料を算定するものとして届け出ている病室に、直近3月において入院している 全ての患者の状態について、別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I 又はⅡに係る評価票におけるモニタリング及び処置等の項目(A項目)及び手術等の医学 的状況の項目(C項目)を用いて測定し、その結果、当該病棟又は当該病室へ入院する患 者全体に占める基準を満たす患者 (別添6の別紙7による評価の結果、看護必要度評価票 A項目の得点が1点以上の患者又はC項目の得点が1点以上の患者をいう。) の割合が重 症度、医療・看護必要度Ⅰで1割以上又は重症度、医療・看護必要度Ⅱで 0.8 割以上であ ること。ただし、産科患者及び15歳未満の小児患者は対象から除外する。また、重症度、 医療・看護必要度 Ⅱ の評価に当たっては、歯科の入院患者(同一入院中に医科の診療も行 う期間については除く。)は、対象から除外する。一般病棟用の重症度、医療・看護必要 度Ⅰ又はⅡに係る評価票の記入(別添6の別紙7の別表1に掲げる「一般病棟用の重症度、 医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評 価を行う項目は除く。)は、院内研修を受けたものが行うものであること。また、一般病 棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いて評価を行うかは、入院料等の 届出時に併せて届け出ること。なお、評価方法のみの変更を行う場合については、別添7 の様式10を用いて届け出る必要があること。ただし、評価方法のみの変更による新たな評 価方法への切り替えは切替月のみとし、切替月の10日までに届け出ること。令和6年3月 31 日において、現に当該入院料の届出を行っている保険医療機関にあっては、令和6年9 月30日までの間、令和6年度改定後の当該入院料の重症度、医療・看護必要度の基準を満 たすものとみなすものであること。
- コ 次のいずれかの基準を満たしていること。
 - ① 特掲診療料施設基準通知の別添1の第14の2に規定する在宅療養支援病院の届出を行っていること。
 - ② 特掲診療料施設基準通知の別添1の第16の3に規定する在宅療養後方支援病院の届出を行っており、在宅患者の直近1年間の受入実績が3件以上(「A206」在宅患者緊急入院診療加算の1を算定したものに限る。)であること。
 - ③ 医療法第30条の4の規定に基づき都道府県が作成する医療計画に記載されている第二 次救急医療機関であること。
 - ④ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院であること。
 - ⑤ 訪問看護ステーションが当該保険医療機関と同一の敷地内に設置されていること。

- サ 当該病室を退院した患者に占める在宅等に退院するものの割合が7割以上であること。
- シ 当該病室から退院した患者数に占める在宅等に退院するものの割合は、次の①に掲げる数を②に掲げる数で除して算出する。ただし、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者(基本診療料の施設基準等第十の三に係る要件以外の短期滞在手術等基本料3に係る要件を満たす場合に限る。)及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。
 - ① 直近6か月間において、当該病室から退院した患者数(第2部「通則5」に規定する 入院期間が通算される再入院患者及び死亡退院した患者を除く。)のうち、自宅等に退 院するものの数この場合において、在宅等に退院するものの数は、退院患者の数から、 次に掲げる数を合計した数を控除した数をいう。
 - (イ) 他の保険医療機関(有床診療所入院基本料(別添2の第3の5の(1)のイの(イ)に 該当するものに限る。)を算定する病床を除く。)に転院した患者の数
 - (p) 介護老人保健施設(介護保健施設サービス費 (I) の介護保健施設サービス費 (ii) 若しくは介護保健施設サービス費 (iv) 又はユニット型介護保健施設サービス費 (I) のユニット型介護保健施設サービス費 (ii) 若しくは経過的ユニット型介護保健施設サービス費 (ii) の届出を行っているものに限る。) に入所した患者の数の5割の数
 - (ハ) 介護老人保健施設(介護保健施設サービス費 (I) の介護保健施設サービス費 (ii) 若しくは介護保健施設サービス費 (iv) 又はユニット型介護保健施設サービス費 (I) のユニット型介護保健施設サービス費 (ii) 若しくは経過的ユニット型介護保健施設サービス費 (ii) の届出を行っていないものに限る。) に入所した患者の数
 - (二) 同一の保険医療機関の当該入院料にかかる病棟以外の病棟への転棟患者の数
 - ② 直近6か月間に退院した患者数(第2部「通則5」に規定する入院期間が通算される再入院患者及び死亡退院した患者を除く。)
- ス データ提出加算の届出を行っていること。また、当該基準については別添7の様式40の 7を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。
- セ 当該病室に入室した患者のうち、自宅等から入室した患者の占める割合が1割5分以上であること。ただし、当該病室が10床未満の場合については自宅等から入室した患者を前3月において6人以上受け入れていること。なお、自宅等から入室した患者とは、自宅又は有料老人ホーム等から入室した患者のことをいう。ただし、当該入院料を算定する病棟又は病室を有する病院に有料老人ホーム等が併設されている場合は当該有料老人ホーム等から入棟した患者は含まれない。
- ソ 自宅等から入室した患者の占める割合は、直近3か月間に自宅等から入室した患者を直近3か月に当該病棟に入室した患者の数で除して算出するものであること。ただし、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者(基本診療料の施設基準等第十の三に係る要件以外の短期滞在手術等基本料3に係る要件を満たす場合に限る。以下この項において同じ。)及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。
- タ 当該病室において自宅等からの緊急入院患者の受入れが直近3か月間で6人以上である

こと。自宅等からの緊急入院患者とは、自宅又は有料老人ホーム等から入棟した患者で、かつ、予定された入院以外の患者のことをいう。

チ 次に掲げる項目のうち少なくとも2つを満たしていること。

- ① 当該保険医療機関において在宅患者訪問診療料 (I) 及び (Ⅱ) の算定回数が直近 3 か月間で 30 回以上であること。
- ② 当該保険医療機関において退院後訪問指導料、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物 居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料(I)指定居宅サービス介護給付費 単位数表の訪問看護費のロ及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪 問看護費のロの算定回数が直近3か月間で150回以上であること。
- ③ 当該保険医療機関と同一敷地内又は隣接する敷地内に位置する訪問看護ステーションにおいて訪問看護基本療養費、精神科訪問看護基本療養費、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイ及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のイの算定回数が直近3か月間で800回以上であること。
- ④ 当該保険医療機関において在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料の算定回数が 直近3か月間で30回以上であること。
- ⑤ 当該保険医療機関と同一敷地内又は隣接する敷地内に位置する事業所が、介護保険法 第8条第2項に規定する訪問介護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション又は 同条第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションの提供実績を有していること。
- ⑥ 当該保険医療機関において退院時共同指導料2の算定回数が直近3か月間で6回以上であること。
- ツ 地域において、介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホーム(以下この項に おいて、「介護保険施設等」という。) から協力医療機関となることを求められた場合、 その求めに応じて当該介護保険施設等の協力医療機関として定められることが望ましい。 テ 許可病床 280 床未満の保険医療機関であること。
- (6) 特定一般病棟入院料(地域包括ケア2)の施設基準等(5)のアからスの基準を満たしていること。
- (7) 特定一般病棟入院料(地域包括ケア3)の施設基準等 (5)のカ、サ及びシを除く全ての基準を満たしていること。
- (8) 特定一般病棟入院料(地域包括ケア4)の施設基準等 (5)のアからオ、キからコ及びスの基準を満たしていること。

2 届出に関する事項

- (1) 特定一般病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9及び様式57の2を用いること。
- (2) 注5に規定する一般病棟看護必要度評価加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式10を 用いること。
- (3) 注7又は注9に規定する地域包括ケアに係る病室の施設基準に係る届出は、別添7の様式 9、様式10、様式20、様式50から様式50の3までを用いること。この場合において、病棟 の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略する ことができること。
- (4) 当該病棟に90日を超えて入院する患者について、療養病棟入院料1の例により算定を行う

病棟については、別添7の様式57の3により地方厚生(支)局長に届け出ること。

- (5) 一般病棟看護必要度評価加算の経過措置について、令和6年3月31日において、現に一般病棟看護必要度評価加算の届出を行っている病棟にあっては、令和6年9月30日までの間に限り、令和6年度改定前の「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和4年3月4日保医発0304第2号)の別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。
- (6) 令和6年3月31日時点で注7に係る届出を行っている保険医療機関については、令和6年9月30日までの間、1の(5)のケの規定に限り、なお従前の例による。(7) 令和6年3月31日時点で現に注7に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間、1の(5)のサ、シ並びにチの②、③及び⑤の規定に限り、なお従前の例による。

第21 地域移行機能強化病棟入院料

- 1 地域移行機能強化病棟入院料の施設基準等
 - (1) 医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数以上の入院患者を入院させていないこと。
 - (2) 当該保険医療機関に医療法施行規則第19条第1項第1号に定める医師の員数以上の員数が 配置されていること。
 - (3) 当該病棟に精神科医師である常勤の専任医師及び常勤の専任作業療法士又は作業療法の経験を有する常勤の看護職員が配置されていること。なお、作業療法の経験を有する看護職員とは、専門機関等が主催する作業療法又は生活技能訓練に関する所定の研修を修了したものであること。
 - (4) 当該病棟における専任の精神科医師は他の病棟に配置される医師と兼任はできない。また、 当該医師の外来業務及び他病棟の入院患者の診療業務への従事は週2日以内とすること。
 - (5) 当該各病棟において、日勤時間帯以外の時間帯にあっては看護要員、作業療法士及び精神 保健福祉士が常時2人以上配置されており、そのうち1名以上は看護職員であること。
 - (6) 当該病棟において、看護要員の病棟勤務時間を算出する際には、当該保険医療機関内及び 当該保険医療機関外で、退院支援業務に従事している時間を含めることができること。従事 している時間に含めることができる当該保険医療機関外での退院支援業務は、患者家族等へ の訪問指導、障害福祉サービス又は介護保険サービスの事業所及び市役所、区役所又は町村 役場等で患者が行う諸手続への同行及び障害福祉サービス事業所担当者等、退院後の患者の 日常生活の支援を行う者との調整に限られること。
 - (7) 当該保険医療機関に常勤の公認心理師が配置されていること。
 - (8) 当該病棟に1名以上の専従の常勤精神保健福祉士が配置されていること。
 - (9) 当該保険医療機関内に退院支援部署を設置し、専従する1人の従事者(看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士又は公認心理師のうちいずれか1名)が配置されていること。退院支援部署は、精神科地域移行実施加算の地域移行推進室又は精神科入退院支援加算の入退院支援部門と同一でもよい。また、退院支援部署に専従する従事者が精神保健福祉士の場合には、当該精神保健福祉士は、精神科地域移行実施加算の地域移行推進室と兼務することができる。
 - (10) 当該病棟の入院患者の退院に向けた支援業務等を行う者(以下「退院支援相談員」という)

を、当該病棟に入院した患者1人につき1人以上指定し、当該保険医療機関内に配置していること。また、退院支援相談員のうち1名以上(入院患者の数が40を超える場合は2名以上)は、当該病棟に専任の常勤の者であること。なお、退院支援相談員は、次のいずれかの者であること。

ア 精神保健福祉士(当該病棟専従の者でも可)

- イ 保健師、看護師、准看護師、作業療法士、社会福祉士又は公認心理師として、精神障害 者に関する業務に従事した経験を3年以上有する者
- (11) 1人の退院支援相談員が同時に担当する患者の数は20以下であること。また、退院支援相談員が担当する患者の一覧を作成していること。
- (12) 退院支援相談員の担当する当該病棟の入院患者について退院に向けた支援を推進するため の委員会(「退院支援委員会」という)を設置していること。
- (13) 当該病棟の病床数は、1看護単位当たり60床以下であること。
- (14) 届出時点で、次のいずれの要件も満たしていること。
 - ア 届出前月に、以下の(イ)又は(ロ)いずれか小さい値を(ハ)で除して算出される数値が 0. 85以上であること。なお、届出に先立ち精神病床の許可病床数を減少させることにより 0. 85以上としても差し支えないこと。
 - (イ) 届出前月の当該保険医療機関全体の精神病棟における平均入院患者数
 - (ロ) 届出前1年間の当該保険医療機関全体の精神病棟における平均入院患者数
 - (ハ) 届出前月末日時点での精神病床に係る許可病床数
 - イ 以下の式で算出される数値が 3.3%以上であること。なお、自宅等への退院とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設へ移行することをいう。ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除いたものをいう。

当該保険医療機関に1年以上入院していた患者のうち、当該病棟から自宅等に退院した 患者の数の1か月当たりの平均(届出の前月までの3か月間における平均)÷当該病棟の 届出病床数×100(%)

- (15) 算定開始以降、各月末時点で、以下の式で算出される数値が3.3%以上であること。 当該保険医療機関に1年以上入院していた患者のうち、算定開始以降に当該病棟から自宅 等に退院した患者数の1か月当たりの平均(地域移行機能強化病棟入院料を算定した全期間 における平均)÷当該病棟の届出病床数 ×100(%)
- (16) 算定開始以降、1年ごとに1回以上、当該保険医療機関全体の精神病床について、当該保 険医療機関の所在する都道府県に許可病床数変更の許可申請を行っていること。算定開始月 の翌年以降の同じ月における許可病床数は、以下の式で算出される数値以下であること。

届出前月末日時点での精神病床の許可病床数- (当該病棟の届出病床数の 40%×当該病棟の の算定年数)

(17) 地域移行機能強化病棟入院料に係る届出を取り下げる際には、許可病床数が以下の式で算出される数値以下であること。

届出前月末日時点での精神病床の許可病床数- (当該病棟の届出病床数の 40%×当該病棟の の算定月数÷12)

- (18) 地域移行機能強化病棟入院料に係る届出を取り下げた後、再度地域移行機能強化病棟入院料を届け出る場合には、今回届出前月末日時点での精神病床の許可病床数が、直近の届出を取り下げた時点の精神病床の許可病床数以下であること。
- (19) 保健所、市区町村の障害福祉担当部署、指定特定相談支援事業者及び指定一般相談支援事業者と連携を有していること。当該保険医療機関の担当者をあらかじめ指定し、その連絡先を保健所等に文書で情報提供するとともに、保健所等の担当者の氏名及び連絡先の提供を受けていること。
- 2 重症者加算1の施設基準

当該病棟を有する保険医療機関が次のいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 精神療養病棟入院料の重症者加算1の届出を行っていること。
- (2) 次のいずれかの要件を満たすこと
 - ア 精神科救急医療確保事業において常時対応型施設として指定を受けている医療機関又は 身体合併症救急医療確保事業において指定を受けている医療機関であること。
 - イ 精神科救急医療確保事業において病院群輪番型施設として指定を受けている医療機関で あって、(イ)又は(ロ)のいずれかに該当すること。
 - (イ) 時間外、休日又は深夜における入院件数が年4件以上であること。そのうち1件以上は、精神科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県(政令市の地域を含むものとする。以下重症者加算1において同じ。)、市町村、保健所、警察又は消防(救急車)からの依頼であること。
 - (ロ) 時間外、休日又は深夜における外来対応件数が年10件以上であること。なお、精神 科救急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都 道府県、市町村、保健所、警察又は消防(救急車)等からの依頼の場合は、日中の対 応であっても件数に含む。
 - ウ 当該保険医療機関の精神保健指定医が、精神科救急医療体制の確保への協力を行っていること。具体的には(イ)又は(ロ)のいずれかに該当すること。
 - (イ) 時間外、休日又は深夜における外来対応施設(自治体等の夜間・休日急患センター 等や精神科救急医療確保事業において外来対応施設として指定を受けている医療機関 等)での外来診療又は救急医療機関への診療協力(外来、当直又は対診)を年6回以 上行うこと(いずれも精神科医療を必要とする患者の診療を行うこと。)。
 - (ロ) 精神保健福祉法上の精神保健指定医の公務員としての業務(措置診察等)について、 都道府県に積極的に協力し、診察業務等を年1回以上行うこと。具体的には、都道府 県に連絡先等を登録し、都道府県の依頼による公務員としての業務等に参画し、①か ら⑤までのいずれかの診察又は業務を年1回以上行うこと。
 - ① 措置入院及び緊急措置入院時の診察
 - ② 医療保護入院及び応急入院のための移送時の診察
 - ③ 精神医療審査会における業務
 - ④ 精神科病院への立入検査での診察
 - ⑤ その他都道府県の依頼による公務員としての業務
- 3 届出に関する事項

地域移行機能強化病棟入院料に係る届出は、別添7の様式9、様式20(作業療法等の経験を有

する看護職員については、その旨を備考欄に記載すること。)及び様式57の4を用いること。作業療法士及び精神保健福祉士を看護配置に含める場合には、様式9の勤務実績表において、当該作業療法士及び当該精神保健福祉士を准看護師として記入すること。また、当該届出は令和12年3月31日までに限り行うことができるものであること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること(作業療法等の経験を有する看護職員を除く。)。なお、重症者加算1について、精神療養病棟入院料の重症者加算1の届出を行っている場合は、地域移行機能強化病棟入院料の重症者加算1として特に地方厚生(支)局長に対して届出を行う必要はないこと。

第22 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料

- 1 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料に関する施設基準
 - (1) 「H000」心大血管疾患リハビリテーション料(I)、「H001」脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、「H002」運動器リハビリテーション料(I)及び「H003」呼吸器リハビリテーション料(I)の届出を行っていること。
 - (2) 特定機能病院リハビリテーション病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、患者 1人につき、6.4 平方メートル以上であること。
 - (3) 患者の利用に適した浴室及び便所が設けられていること。
 - (4) 病室に隣接する廊下の幅は内法による測定で、1.8 メートル以上であることが望ましい。 ただし、両側に居室がある廊下の幅は、2.7 メートル以上であることが望ましい。
 - (5) 別添6の別紙 19 又は別紙 20 に基づきリハビリテーションの実施計画の作成の体制及び適切な当該リハビリテーションの効果、実施方法等を定期的に評価する体制がとられていること。
 - (6) (15)において日常生活機能評価による測定を行う場合にあっては、当該病棟への入院時等に測定する日常生活機能評価については、別添6の別紙21を用いて測定すること。ただし、産科患者、15歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者(基本診療料の施設基準等第十の三に係る要件以外の短期滞在手術等基本料3に係る要件を満たす場合に限る。)及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。当該日常生活機能評価票の記入は、院内研修を受けたものが行うものであること。なお、院内研修は、次に掲げる所定の研修を修了したもの(修了証が交付されているもの)又は評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。
 - ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること(1日程度)
 - イ 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること
 - (イ) 日常生活機能評価の考え方、日常生活機能評価票の構成と評価方法
 - (ロ) 日常生活機能評価に係る院内研修の企画・実施・評価方法
 - (7) (15)について、毎年8月において、1年間(前年8月から7月までの間。)に当該入院料を算定する病棟に入院していた患者の日常生活機能評価等について、別添7の様式49の4により地方厚生(支)局長に報告を行うこと。また、毎年8月において、各年度4月、7月、10月及び1月において「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1のA308の(11)のア及びイに示す方法に準じて算定した内容等について、別紙様

式 45 を用いて地方厚生(支)局長に報告を行うこと。

- (8) 回復期リハビリテーションを要する状態の患者に対する1日当たりリハビリテーション提供単位数は平均2単位以上であること。なお、次のアに掲げる数をイに掲げる数で除して算出するものであること。
 - ア 直近1か月間に特定機能病院リハビリテーション病棟に入院する回復期リハビリテーションを要する状態の患者(「基本診療料の施設基準等」別表第九の二に掲げる状態の患者。以下同じ。)に対して提供された、心大血管疾患リハビリテーション、脳血管疾患等リハビリテーション、廃用症候群リハビリテーション、運動器リハビリテーション及び呼吸器リハビリテーションの総単位数(その費用が特定機能病院リハビリテーション病棟入院料に含まれるもの及び選定療養として行われたものを除く。)
 - イ 直近1か月間に特定機能病院リハビリテーション病棟に入院していた回復期リハビリテーションを要する状態の患者の延入院日数
- (9) 他の保険医療機関へ転院した者等とは、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外 の病棟へ転棟した患者、他の保険医療機関(有床診療所入院基本料(別添2の第3の5の (1)のイの(イ)に該当するものに限る。)を算定する病床を除く。)へ転院した患者及び介 護老人保健施設に入所する患者のことをいう。なお、退院患者のうちの他の保険医療機関へ 転院した者等を除く者の割合は、次のアに掲げる数をイに掲げる数で除して算出するもので あること。
 - ア 直近6か月間に退院した患者数(第2部通則5に規定する入院期間が通算される再入院 患者及び死亡退院した患者を除く。)のうち、他の保険医療機関へ転院した者等を除く患 者数
 - イ 直近6か月間に退院した患者数(第2部通則5に規定する入院期間が通算される再入院 患者及び死亡退院した患者を除き、他の保険医療機関へ転院した者等を含む。ただし、同 一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟(一般病棟入院基本料、特定機能病 院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料を算定する病棟に限る。)へ 転棟した患者及び他の保険医療機関に転院した患者(一般病棟入院基本料、特定機能病院 入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料を算定する病棟に限る。)を除 く。なお、当該患者の数及び各患者の症状詳記の一覧を、届出の際に添付の上提出するこ と。)
- (10) 次に掲げるものを少なくとも3か月ごとに当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。
 - ア 前月までの3か月間に当該保険医療機関の特定機能病院リハビリテーション病棟から退棟した患者の数及び当該退棟患者数の基本診療料の施設基準等別表第九の二に掲げる回復期リハビリテーションを要する状態の区分別内訳
 - イ 特定機能病院リハビリテーション病棟における直近のリハビリテーション実績指数 (「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第1章第2 部第3節A308(11)イに示す方法に準じて算出したものをいう。以下第22において同じ。)
- (11) 特定機能病院(医療法第4条の2第1項に規定する特定機能病院をいう。以下同じ。)であること。

- (12) リハビリテーション科を標榜しており、当該病棟に専従の医師1名以上、専従の理学療法士3名以上、作業療法士2名以上、言語聴覚士1名以上、専従の管理栄養士1名以上(及び在宅復帰支援を担当する専従の社会福祉士等1名以上の常勤配置を行うこと。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専従の非常勤理学療法士、非常勤作業療法士又は非常勤言語聴覚士をそれぞれ2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関における常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤理学療法士、非常勤作業療法士又は非常勤言語聴覚士がそれぞれ配置されている場合には、これらの非常勤理学療法士、非常勤作業療法士又は非常勤言語聴覚士がそれぞれ配置されている場合には、これらの非常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士数にそれぞれ算入することができる。ただし、常勤換算し常勤理学療法士又は常勤作業療法士数に算入することができるのは、常勤配置のうち理学療法士は2名、作業療法士は1名までに限る。
- (13) (12) に規定する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、次のいずれも満たす場合に限り、当該病棟において現に特定機能病院リハビリテーション病棟入院料を算定している患者及び当該病棟から同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した日から起算して3か月以内の患者(在棟中に特定機能病院リハビリテーション病棟入院料を算定した患者であって、当該保険医療機関に入院中の患者に限る。)に対する退院前の訪問指導並びに当該病棟を退棟した日から起算して3か月以内の患者(在棟中に特定機能病院リハビリテーション病棟入院料を算定した患者に限る。ただし、保険医療機関に入院中の患者又は介護老人保健施設に入所する患者を除く。)に対する外来におけるリハビリテーション又は訪問リハビリテーション指導を実施しても差し支えないものとする。
 - ア 届出を行う月及び各年度4月、7月、10月及び1月に算出したリハビリテーション実績 指数が40以上であること。
 - イ 当該保険医療機関において、前月に、外来患者に対するリハビリテーション又は訪問リ ハビリテーション指導を実施していること。
- (14) (13)のア又はイのいずれかを満たさない場合には、(12)に規定する理学療法士、作業療法 士及び言語聴覚士は、当該月以降、(13)の業務を実施できないこととする。なお、その後、 別の月(4月、7月、10月又は1月以外の月を含む。)において、ア及びイのいずれも満た す場合には、当該月以降、(13)の業務を実施しても差し支えないものとする。
 - なお、(13)のア及びイについては、毎年8月に別紙様式45を用いて地方厚生(支)局長に報告することとするが、ア及びイのいずれも満たす場合からア又はイのいずれかを満たさなくなった場合及び、その後、別の月(4月、7月、10月又は1月以外の月を含む。)にア及びイのいずれも満たすようになった場合には、その都度同様に報告する。
- (15) 重症の患者(別添6の別紙21に定める日常生活機能評価で10点以上又はFIM得点で55点以下の患者をいう。以下この項において同じ。)が新規入院患者のうち5割以上であること。なお、その割合は、次のアに掲げる数をイに掲げる数で除して算出するものであること。ア直近6か月間に当該特定機能病院リハビリテーション病棟に新たに入院した患者(第2部通則5に規定する入院期間が通算される再入院の患者を除く。)のうちの重症の患者数イ直近6か月間に当該特定機能病院リハビリテーション病棟に新たに入院した患者数(第2部通則5に規定する入院期間が通算される再入院の患者数を除く。)

- (16) 当該保険医療機関において、休日を含め全ての日において、リハビリテーションを提供できる体制を備えていること。なお、リハビリテーションの提供体制については、当該保険医療機関のその他の病床におけるリハビリテーションの実施状況を踏まえ、適切な体制をとることとするが、リハビリテーションが提供される患者に対し、休日の1日当たりリハビリテーション提供単位数も平均2単位以上であるなど、曜日により著しい提供単位数の差がないような体制とすること。
- (17) 当該病棟に配置されている専従の常勤理学療法士若しくは(12)に規定する常勤換算の対象となる専従の非常勤の理学療法士又は専従の常勤作業療法士若しくは(12)に規定する常勤換算の対象となる専従の非常勤作業療法士のうち1名以上がいずれの日においても配置されていること。
- (18) 当該病棟において看護又は看護補助を行う看護要員の配置が当該保険医療機関の休日においてもリハビリテーションを提供する支障とならないよう配慮すること。
- (19) 回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定しようとする場合は、当該保険医療機関において、FIMの測定に関わる職員を対象としたFIMの測定に関する研修会を年1回以上開催すること。
- (20) 当該入院料を算定する患者について、適切な口腔ケアを提供するとともに、口腔状態に係る課題(口腔衛生状態の不良や咬合不良等)を認めた場合は、必要に応じて当該保険医療機関の歯科医師等と連携する又は歯科診療を担う他の保険医療機関への受診を促す体制が整備されていること。
- (21) 届出を行う月及び各年度4月、7月、10月及び1月に算出したリハビリテーション実績指数が40以上であること。
- (22) 地域の保険医療機関との連携体制として、次に掲げる体制が整備されていること。
 - ア 当該保険医療機関において、他の保険医療機関等に所属するリハビリテーションに関わる職員を対象とした研修会を月1回以上開催すること。
 - イ 他の保険医療機関等からのリハビリテーションに係る照会や患者の状況に関する相談等 に応じる体制を整備すること。また、当該体制について、ホームページや研修会等で周知 すること。

2 届出に関する事項

- (1) 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20、様式49、様式49の2、様式49の5を用いること。この場合において、病棟の勤務 実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することが できること。
- (2) 1病棟に限り届出を行うことができること。
- (3) 令和4年3月31日において現に回復期リハビリテーション病棟入院料に係る届出を行っている病院に限り届出を行うことができること。